独立行政法人年金 · 健康保険福祉施設整理機構

平成24年度(第8期事業年度)

業務実績評価シート

<u>委員名:________</u>

平成24事業年度 事業報告書

独立行政法人通則法第32条第1項及び独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令第5条第1項の規定により、平成24事業年度における独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構(以下「機構」という。)の概況及び事業の実施状況等を次のとおり報告する。

(概況)

1 目的

機構は、国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(以下「国民年金法等改正法」という。)第7条の規定による改正前の厚生年金保険法第79条又は国民年金法等改正法第3条の規定による改正前の国民年金法第74条の施設及び健康保険法第150条第1項又は第2項の事業(政府が管掌していた健康保険に係るものに限る。)の用に供していた施設であって厚生労働大臣が定めるもの(以下「年金福祉施設等」と総称する。)の譲渡又は廃止等の業務を行うことにより、年金福祉施設等の整理を図り、もって厚生年金保険事業、国民年金事業及び全国健康保険協会が管掌する健康保険事業の適切な財政運営に資することを目的としている。

また、平成23年6月に独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する 法律(以下「改正法」という。)により、公布日(平成23年6月24日)から3年以内の政 令で定める日(平成26年4月1日)に独立行政法人地域医療機能推進機構(以下「新機構」 という。)へ改組されることになったことを踏まえ、平成24年3月30日に中期目標が改正 され、新機構への改組に向けた準備を適切に行うことが業務に追加された。

2 業務

- (1) 年金福祉施設等の譲渡又は廃止を行うこと。
- (2) 年金福祉施設等の譲渡又は廃止を行うまでの間、年金福祉施設等の運営又は管理を行うこと。
- (3) 上記業務に附帯する業務を行うこと。
- (4) 平成26年4月の新機構への改組に向けて、必要な準備を適切に行うこと。

3 事務所の所在地

(1) 主たる事務所

千葉県船橋市海神町西1丁目1042番2号

(2) 従たる事務所

東京都港区高輪3丁目22番12号

4 資本金の状況

(平成25年3月31日現在)

103,674,338,352円 (全額政府出資金)

(内訳) 厚生年金勘定 29,142,113,789円

国民年金勘定 0円

健康保険勘定 74,532,224,563円

5 沿革その他の概要

(1) 沿革

平成17年10月1日 機構設立

平成22年8月11日 機構法改正により設置期間を5年間から7年間に延長

平成23年6月24日 機構法改正により地域医療機能推進機構への改組が決定 平成24年3月14日 改正機構法の施行期日が平成26年4月1日とされる

(2) 設立根拠法

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法(平成17年法律第71号)

6 役員の状況

(1) 定数(平成25年3月31日現在)

役員 4名 (理事長1名、理事1名、監事2名)

(2)役員の氏名、役職及び職歴

氏 名	役 職	職歴
尾身 茂	理事長	(前) 自治医科大学地域医療学センター教授
内田 健夫	理事 (非常勤)	医療法人社団内田医院理事長
石塚 達郎	監事 (非常勤)	公認会計士
今松 英悦	監事 (非常勤)	(前)毎日新聞社 論説委員

平成24年度用評価科目【目次】

評価区分	24年度計画記載項目	頁
	第1 業務内容の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	'
評価シート(1) (効果的な業務運営体制 の確立)	1.効率的な業務運営体制の確立	3
(効果的な美務連宮体制 の確立)	(1)外部委託の活用	4
	(2)施設の運営委託	4
	第1 業務内容の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	•
	2.業務管理の充実	7
評価シート(2) (業務管理の充実)	(1)情報管理体制の確立	7
(未初日至07九天)	(2)進捗管理の徹底	7
	(3)事業リスクの把握・管理	7
	第1 業務内容の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	•
	3.業務管理の効率化に伴う経費節減	9
 評価シート(3)	(1)一般管理費(人件費を除く。)	9
(業務運営の効率化に伴う	(2)業務経費	9
経費削減)	(3)役職員の給与	10
	(4)契約について	10
	(5)情報の保護	10
評価シート(4) (各施設の経営状況等の	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する 目標を達成するためにとるべき措置	·
把握、機構の業務内容に	1. 各施設の経営状況等の把握	14
関する地方公共団体への説明) 	2. 機構の業務内容に関する地方公共団体への説明	14
	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する 目標を達成するためにとるべき措置	
	3. 年金福祉施設等の譲渡又は廃止	16
	(1)譲渡施設の選定及び譲渡時期	17
評価シート(5)	(2)契約方法	17
(年金福祉施設等の 譲渡又は廃止)	(3)譲渡条件	17
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(4)譲渡価格	18
	(5)譲渡の対価の支払い方法	18
	(6)委託先公益法人等の従業員の雇用への配慮	18
	(7)地方公共団体との相談	18

評価区分		24年度計画記載項目	頁
	第2	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する 目標を達成するためにとるべき措置	
評価シート(6)		4. 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全	22
(年金福祉施設等の運営及び		(1)運営に当たっての基本方針	22
資産価値の保全)		(2)施設の管理	22
		(3)運営の停止等	23
		(4)社会保険病院等	23
評価シート(7)	第2	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する 目標を達成するためにとるべき措置	·
(買受需要の把握及び開拓)		5. 買受需要の把握及び開拓	25
	第2	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する 目標を達成するためにとるべき措置	•
評価シート(8)		6. 情報の提供	27
(情報の提供)		(1)機構の運営状況に関する情報提供	27
		(2)譲渡の対象となる年金福祉施設に関する情報提供	27
		(3)年金福祉施設等の運営に関する情報提供	27
評価シート(9)		ー 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する 目標を達成するためにとるべき措置	·
(新機構への改組準備)		7. 改組に向けた準備	29
	第3	予算、収支計画及び資金計画	34
評価シート(10)	1-1-	短期借入金の限度額	34
予算、収支計画及び資金計画短 期借入金の限度額)	第5	重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	34
	第6	譲渡金の使途	34
	第7	その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
評価シート(11) (人事に関する計画)		1. 人事に関する計画	36
(人争に対する計画)		2. 施設及び設備に関する計画	36
評価シート(12)	第7	その他主務省令で定める業務運営に関する事項	!
(国庫納付金に関する事項)		3. 国庫納付金に関する事項	38
評価シート(13)	第7	その他主務省令で定める業務運営に関する事項	<u> </u>
(外部の有識者からなる機関 に関する事項)		4. 譲渡業務諮問委員会に関する事項	39
評価シート(14)	第7	その他主務省令で定める業務運営に関する事項	l
機構の保有する個人情報の保護に関する事項)		5. 保有する個人情報の保護に関する事項	41
評価シート(15)	第7	その他主務省令で定める業務運営に関する事項	l
(終身利用型老人ホームの譲渡に関する事項)		6. 終身利用型老人ホームの譲渡に関する事項	42
171ハノサナス/		I .	

評価シート(1)

評価シート(1)		T-40 (F#1) T		75-4-2	4. 欠点。坐弦。中体		
中期目標	中期計画	平成24年度計画	平成24年度の業務の実績				
第2 業務運営の効率化に関する事項 独立行政法人として設立する趣旨を十分 に踏まえ、機構に期待される社会的使命を果 たすことができるよう、効率的な業務運営体 制を確立するとともに、併せて業務管理の充	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 独立行政法人として設立する趣旨を十分に踏まえ、機構に期待される社会的使命を果たすことができるよう、効率的な業務運営体	成するためとるべき措置 中期計画の8年度として、機構に期待され	1.効率的な業務運営体制 機構については、平 けた準備を行うことが	制の確立 成 24 年 3 月 30 日に中期 業務とされたため、平成	目標が見直され、従来の業務に 24年4月に地域医療機能推進	機構準備室を設置した。	
実を図ること。 1 効率的な業務運営体制の確立	制を確立するとともに、併せて業務管理の充 実を図る。 1 効率的な業務運営体制の確立	1 効率的な業務運営体制の確立	団法人船員保険会とい 独立行政法人に相応し ある。この困難な業務	う人事・給与体系を含む い統一した制度の下で移 を遂行するため、地域医	社会保険協会連合会、財団法人 組織文化の異なる3団体に運営 行するために、各団体との高度 療機能推進機構準備室に、国立 れたことにより、新機構移行に	されている約60の病院を、 な折衝や調整を行う必要が 病院・療養所の独立行政法	
組織編成・人員配置については、民間の知 見を最大限活用できる体制を採りつつ、自ら 業績評価を行って見直しを図り、常に実情に 即した効率的な業務運営体制を確立するこ	施設譲渡又は廃止が進む過程において、業務遂行上必要な組織編成及び人員配置が変化することが想定されるため、専門家の知見を最大限活用できる体制を維持しつつ、常	組織編成、人員配置については、専門家の 知見を最大限活用できる体制を確立し、ま た、業務の外部委託も含めた実情に即した効 率的な業務運営体制を確立する。	強化が図られたところ 一方で、「行政改革の	である。 D重要方針」(平成 17 年	12月24日閣議決定)による人 は17年度に比べて8%以上の人	員削減の取組について、中	
と。	に、業務の外部委託も含め、必要な見直しを 行い、実情に即した効率的な業務運営体制を 確立する。		保しつつ、施設部を廃	止するなど組織の見直し O 24 名の体制となってお	、引き続き民間の専門的知見を を行い、結果として、平成 244 5り、また、基準人員 41 名に対	年度末の常勤役職員数は平	
			【常勤役職員数の推移】				
				平成23年3月31日	平成 24 年 3 月 31 日	平成 25 年 3 月 31 日	
			理事長	1名		1名	
			審議役 総務部		6名	<u>1名</u> 7名	
			企画部	<u></u> 5名	4名	4名	
			施設部	4名	4名	_	
			業務推進部	<u> </u>	- 14	_	
			調査部	5名	3名	_	
			財産管理部	9名	7名	5名	
			地域医療機能推 進機構準備室	_	_	6名	
			計	31 名		24 名	
			(参考:総人件資収率に	-ねりる当機構の基準人 平成 23 年 3 月 31 日	量数(定員)は、41名(常勤役員 平成 24年3月31日	(である。) である。) 平成 25 年 3 月 31 日	
			金融機関	10名	8名	4名	
			不動産会社	2名	2名	2名	
			建設会社	4名	4名	1名	
			厚生労働省	10名	7名	13 名	
			その他	5名	4名	4名	
			計	31 名	25 名	24 名	
			【資格取得者の状況】 資格種別	人数	(平成 25 年 3) 資格種別	月 31 日現在)	
			医師	1名	特別管理産業廃棄物管理 責任者 (PCB等)	1名	
			不動産鑑定士 宅地建物取引主任者		土地区画整理士	2名]	

評価シート(1)

中期目標	中期計画	平成24年度計画	平成24年度の業務の実績
	(1)必要に応じ、入札物件情報の作成、入 札案内の作成、入札手続等の業務について外	(1)必要に応じ、入札物件情報の作成、入 札案内の作成、入札手続き等の業務について	(1) 効率的な業務運営のための外部委託の活用
	部委託を行う。	外部委託を行う。	・社会保険病院、厚生年金病院及び船員保険病院(これらに併設される介護老人保健施設及び看護専門 学校を含む。以下「社会保険病院等」という。)の譲渡への対応のため、2業務について外部委託を実 施し、必要な体制を整備した。
			・社会保険病院等の運営管理に資するため、24年3月期の合算財務諸表をもとに、財務調査により作成 された合算財務諸表に基づき、新機構に改組された時点において想定される新機構開始貸借対照表を 作成するとともに、独立行政法人の形態にふさわしい透明性の高い財務運営と適正な内部統制を確保 する観点から社会保険病院等に係る財務及び内部統制に関する調査(第3フェーズ)を行った。
			 ① 社会保険病院等の譲渡指示に備えた体制整備 i) 不動産の売却に係る入札補助業務 川崎社会保険病院(老人保健施設を含む。以下「川崎社会保険病院等」という。)の譲渡に当たり、
			②社会保険病院等の運営管理体制に資する外部委託 i)社会保険病院等に係る財務及び内部統制に関する調査業務(第3フェーズ) 統一的な基準において、各病院等の財務状況を把握する必要があることから、平成22年度より実施してきた財務調査(第1・2フェーズ)に引き続き、委託契約を延長し、新機構への改組に向けた移行準備の一環として、独立行政法人の形態にふさわしい透明性の高い運営と適正な内部統制を確保する観点から、①運営を委託している病院等についてRFO資産を含めた合算貸借対照表及び合算損益計算書の作成、並びに前述の合算貸借対照表を基に新機構に改組された時点で想定される新機構開始貸借対照表の作成、及び②各病院等における現金、預金、医業未収金等の各勘定が適切な内部統制のもとで管理されているか等について、社会保険病院等に係る財務及び内部統制調査(第3フェーズ)(以下「財務調査(第3フェーズ)」という。)を行った。 ii)社会保険病院等の不動産価格に係る鑑定業務財務調査により作成された合算貸借対照表及び合算損益計算書に基づく事業収支等の分析結果を不動産鑑定に反映させる鑑定評価業務を一般競争入札により選定した鑑定業者に引き続き委託した。
また、施設が譲渡又は廃止されるまでの間の施設運営については、公益法人等への委託により行うこと。 なお、この場合の委託契約の内容は、機構設立前に社会保険庁が委託していた公益法人との契約内容を基本とすること。	施設運営については、公益法人等への委託により行う。	施設運営については、機構設立前に社会保険 庁が委託していた公益法人等への委託により 行う。 なお、この場合の委託契約の内容は、機構	(2) 施設の運営委託 ・平成24年4月1日に新たに出資された船員保険病院について、船員保険会と経営委託契約を締結した。 ・社会保険病院等については、機構に出資される前に社会保険庁が委託していた公益法人等と、社会保険庁が契約していた内容を基本として委託契約を締結している。 【具体的委託先】 (社)全国社会保険協会連合会、(財)厚生年金事業振興団、(財)船員保険会、(社)地域医療振興協会、公立紀南病院組合

評価の視点等	自己評価	c		評定		
	日巳計卿	S	J	****		
【評価項目1 効率的な業務運営体制の確立】	機構については、平成24年3月30日 改組に向けた準備を行うことが業務とさ 室を設置した。 新機構への改組に当たっては、社団法 団及び財団法人船員保険会という人事・ る約60の病院を、独立行政法人に相応 度な折衝や調整を行う必要がある。この 室に、国立病院・療養所の独立行政法人 より、新機構移行に向けた専門性の高い 一方で、「行政改革の重要方針」(平成 いて、中期計画においては、平成25年月 を掲げている。こうしつつ、機構全体の 活用できる体制を確保した上で、施設部 24年度末の常勤役職員数は平成23年度 は、目標の8%を大幅に上回る41.5%の	れたため、平成 24 年 4 月 ℓ 人全国社会保険協会連合会、 給与体系を含む組織文化の動 しい統一した制度の下で移行 困難な業務を遂行するため、 化の準備作業の経験を有する。 体制の強化が図られたとこ。 は 17 年 12 月 24 日閣議決定) 度末までに、平成 17 年度によ 業務体制としては、引き続き を廃止するなど組織の見直 末比△1 名の 24 名としてお	工地域医療機能推進機構準備 財団法人厚生年金事業振興 異なる3団体に運営されての高 地域医療機能推進機構準備 5職員等が配置されたことに 5である。 による人員削減の取組につ はでて8%以上の人員の削減 民間の専門的知見を最大限 しを行い、結果として、平成	(評価は、評定記入用紙に	記入ください。)	
【数値目標】 ○「行政改革の重要方針」(平成 17 年 12 月 24 日閣議決定)を踏ま え、平成 25 年度末までに、平成 17 年度に比べて 8%以上の人員の削減を行う。	平成 24 年度末の常勤役職員数は 24 名 し 41.5%の削減となっている。	(平成 23 年度末比△1 名)	となり、基準人員 41 名に対			
【評価の視点】	実績:○					
○組織編成、人員配置については、専門家の知見を最大限活用できる体制を確立し、適切な運営がなされたか。	機構については、平成24年3月30日 改組に向けた準備を行うことが業務とさ 室を設置した。 新機構への改組に当たっては、社団法 団及び財団法人船員保険会という人事・ る約60の病院を、独立行政法人に相応 度な折衝や調整を行う必要がある。この 室に、国立病院・療養所の独立行政法人 より、新機構移行に向けた専門性の高い に備えて、引き続き民間の専門的知見を	れたため、平成 24 年 4 月 6 人全国社会保険協会連合会、 給与体系を含む組織文化の動 しい統一した制度の下で移行 困難な業務を遂行するため、 化の準備作業の経験を有する 体制の強化が図られる一方、	工地域医療機能推進機構準備 財団法人厚生年金事業振興 異なる3団体に運営されてい すするために、各団体との高 地域医療機能推進機構準備 5職員等が配置されたことに 社会保険病院等の譲渡指示			
○業務の外部委託も含めた実情に即した効率的な業務運営体制を確立し、適切な運営がなされたのか。社会保険病院等の運営・管理及	実績: ○					
立し、適切な連合がなされたのか。 び譲渡に対応したものとなっているか。	平成 24 年度においては、社会保険病最大限活用できる体制を確保した上で、組準備に必要となる地域医療機能推進機また、新機構への改組に向けた移行準性の高い運営と適正な内部統制を確保す の資産を含めた合算貸借対照表及び合算新機構に改組された時点で想定される新金、医業未収金等の各勘定が適切査(第3フェーズ)を行った。 なお、財務調査により作成された合算に反映させる鑑定評価業務について委託社会保険病院等の譲渡への対応につい	施設部を廃止する一方、平 構準備室を設置した。 備の一環として、独立行政を る観点から、①運営を委託 損益計算書の作成、並びに直 機構開始貸借対照表の作成。 な内部統制のもとで管理され 財務諸表に基づく事業収支 した。	成 26 年 4 月の新機構への改 法人の形態にふさわしい透明 ている病院等についてR F 前述の合算貸借対照表を基に 及び②各病院等における現 れているか等について財務調 等の分析結果を、不動産鑑定			
	社会保険病院等の譲渡への対応につい 継ぎ支援業務及び不動産の売却に係る物					
○内部統制(業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、業務活動に関わる法令等の遵守等)に係る取組についての評価が行われているか。(政・独委の評価の視点)	制を整備した。 実績:○ 内部統制に係る取組の評価についてはる監査に加えて、当機構独自の評価とし 監事による理事長決裁文書の確認 監事の役員会及び定例会議への出席 といった日常的モニタリングの仕組みを	、独立行政法人通則法に基って、				

評価の視点等	自己評価	_		評定		
○法人の業務改善の取組を適切に講じているか。またそのための具体的な イニシアティブを把握・分析し、評価しているか。(政・独委の評価の視 点) (委員長通知別添三①と同様)	実績:○ 新機構移行に向けて、当機構の 全院長が参加する院長会議を自ら ことにより、新機構への移行にか	開催し、必要な時期に必要な	は議論を行い、決定をする	(評価は、評定記入用紙に	記入ください。) \	
○国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。 (委員長通知別添三②)	実績:○ 当機構は、諸会議において、事 り、必要性の乏しい事務等があっ しを行うこととしている。					
○関連公益法人との関係について、透明性確保に向けた見直しを図っているか。 (委員長通知別添三③)	実績:○ 公益法人等に対する補助金の交 また、当機構には関連法人は存在					

評価シート (2)

中期目標	中期計画	平成24年度計画	平成24年度の業務の実績		
2 業務管理の充実 業務の計画的な推進を図るとともに、継続的な業 務改善やリスク管理の徹底を図ること。		2 業務管理の充実 (1)機構設立の際、国から出資を受ける資産並び に承継する権利及び義務に係る情報等について、中 期目標期間の機構の業務に支障を来さぬよう適切に 整理を行い、当該情報等の管理体制の確立を図る。	2 業務管理の充実 (1) 平成 24 年 4 月に出資された船員保険病院(3 病院)にかかる諸情報をデータベース化し、適切に整理を行った。 また、これらの船員保険病院について、建築基準法、消防法等の遵守性や、修繕更新費用試算、再調達価格試算、PCB、アスベスト等の建築物有害物質含有調査であるエンジニアリングレポートを作成し、各病院の状況把握を行った。		
	(1)業務の計画的推進を図るため、進捗管理の徹底を図る。	(2)業務の計画的推進を図るため、進捗管理の徹底を図る。	(2) 厚生労働大臣から譲渡指示のあった社会保険病院等の譲渡業務については、譲渡に係る病院数が平成23年度の2病院から平成24年度は以下の6病院に増えたが、進捗管理の徹底を図り適切に実施した。特に東北厚生年金病院については、譲渡指示から引き渡しまでが5ヶ月と非常に短い期間であったが、進捗管理の徹底により円滑な譲渡を行った。 1. 健康保険鳴門病院 ・平成24年3月28日付で徳島県と売買契約を締結した健康保険鳴門病院(健康保険鳴門育襲専門学校を含む。以下「健康保険鳴門病院等」という。)について、平成24年度に、引渡しに係る業務を実施した。 2. 川崎社会保険病院 ・平成23年12月21日付けで厚生労働省より譲渡指示のあった川崎社会保険病院等について、平成24年5月18日に一般競争入札を実施した。医療法人社団葵会が落札し、同日付で売買契約を締結した。(契約金額:6,000百万円) 3. 東北厚生年金病院について、所在地方公共団体である宮城県及び仙台市の意見を踏まえた上で譲渡条件等を設定し、平成24年12月11日付けで売買契約を締結した。(契約金額:760百万円) 4. 東京北社会保険病院 ・平成24年11月9日付で厚生労働省より季託先団体でもある公益社団法人地域医療援興協会への譲渡指示のあった東京北社会保険病院 ・平成24年11月9日付で厚生労働省より委託先団体でもある公益社団法人地域医療援関協会への譲渡指示のあった東京北社会保険病院(老人保健施設を含む。以下「東京北社会保険病院等」という。)について、所在地方公共団体である東京都及び北区からの意見を踏まえた上で譲渡条件等を設定し、平成25年1月23日付けで売買契約を締結した。(契約金額:3,825百万円) 5. 社会保険鰍沢病院 ・平成24年12月10日付で厚生労働省より富士川町への譲渡指示のあった社会保険銀沢病院、老人保健施設を含む。以下「社会保険鯨沢病院等」という。)については、山梨県富士川町との譲渡条件等に係る協議を開始した。 6. 社会保険紀南病院・・平成24年12月10日付で厚生労働省より富士川町への譲渡指示のあった社会保険紀南病院・・平成24年12月10日付で厚生労働省より公立紀南病院結合への譲渡指示のあった社会保険紀南病院・・平成24年12月10日付で厚生労働省より公立紀南院協社合への譲渡指示のあった社会保険紀南病院・・平成24年12月10日付で厚生労働省より公立紀南院院・という。)については、同租合との譲渡条件等に係る協議を開始した。 ・会能による管理業務の進捗状況を定期的に報告するほか、定例会議(週1回開催:全役職員)においても適宜状況報告及び進捗管理を行っている。計画進捗のために何らかの方策が必要な事項に関しては、適宜関係者で打合せを行い、力針を決定し対線集務の進捗に関しては、適宜関係者で打合せを行い、力針を決定したデータベースを構築することにより、情報を共有しては、適宜関係者で打合せを行い、力針を決定は関連に対したが、2000年間を表により、情報管理、2010年間を表に対したが、2010年間を表に対したが、2010年間を表に対したが、2010年間を表に対したが、2010年間を表に対したが、2010年間を表に対したが、2010年間を表に対したが、2010年間を表に対しために対したが、2010年間を表に対したが、2010年間を表に対したが、2010年間を表に対したが、2010年間を表に対しために対したが、2010年間を表に対しために対したが、2010年間を表に対しために対しために対したが、2010年間を表に対したが、2010年間を表に対しために対しために対したが、2010年間を表に対しために対しまれば、2010年間を表に対しために対しために対しために対しために対しために対しために対しために対しため		
	(2)業務遂行において生じうる多様な事業リスク を的確に把握・管理する。	(3)業務遂行において生じうる多様な事業リスク を的確に把握・管理する。	(3)機構保有施設や機構以外の機関が保有する物件につき、機構を通じて優先譲受・随意契約ができる等の偽情報が流布されているとの情報が寄せられている。これら偽情報等のリスク情報について、偽情報による被害の発生の抑止のため、当事者より詳細な事情聴取を行い、関係当局への情報提供を行うと共に、ホームページにおいて周知を図った。		

評価の視点等	自己評価	S		評定		
【評価項目 2 業務管理の充実】	一ス化し、適切に整理を行 また、これらの船員保険 にまた、これらの船員保険 にまた、これらの船員との にまた、これらの船員を の にますの にこれらの にこれらの に変が に変が に変が に変が に変が に変が に変が に変が に変が に変が	度病院について、建築基準法 「格試算、PCB、アスベス グレポートを作成し、各病形 された社会保険病院等の譲渡 2 病院から平成 24 年度は 6 列 と厚生年金病院、東京北社会 病院等)に増えたが、進捗管 病院については、譲渡指示から が、進捗管理の徹底により円済 外の機関が保有する物件につ の偽情報が流布されているとの 情報について、偽情報による 気を行い、関係当局への情報	消防法等の遵守性や、修 ト等の建築物有害物質含有 記の状況把握を行った 業務については、譲渡に係 病院(健康保険鳴門病院等、 程会保険鰍沢 理の徹底を図り適切に実施 引き渡しまでが 5 ヶ月と 骨な譲渡を行った。 き、機構を通じて優先譲 り情報が寄せられている。 被害の発生の抑止のため、	(評価は、評定記入用紙に	ご記入ください。)	
【数値目標】 ○業務の計画的推進を図るため、進捗管理を徹底し、5年間で全ての施設を売却する。そのため、平成21年度、平成22年度の年度計画に対する売却施設数の達成率を100%とする。また、厚生労働大臣から指定された社会保険病院等の譲渡を中期目標期間内に実施する。	及び平成22年度の年度計での達成率はともに100%でまってした。 ・川崎社会保険病院等:平譲渡指示、平成24年5月に買契約を締結した。(平成・東北厚生年金病院:平成示、平成24年12月に学校4月1日引渡し)・東京北社会保険病院等:渡指示、平成25年1月に、(平成26年3月10日引渡・社会保険鰍沢病院等:平指示、譲渡を希望する山梨・社会保険紀南病院等:平	え 24 年 11 月に厚生労働大臣 交法人東北薬科大学と売買契約 平成 24 年 11 月に厚生労働 公益社団法人地域医療振興協	一ス売却施設数 (18 施設) 間で全ての施設の売却を完 臣より一般競争入札による 法人社団葵会が落札し、売 より随意契約による譲渡指 おを締結した。 (平成 25 年 大臣より随意契約による譲 会と売買契約を締結した。 臣より随意契約による譲渡 る協議を開始した。 臣より随意契約による譲渡			
【評価の視点】 ○国から出資を受けた資産並びに承継した権利及び義務に係る情報等について、 適切に整理を行い、当該情報等の管理体制を確立できたか。	実績:○ ・平成24年4月に出資さ ース化し、適切に整理を行 ・船員保険病院について、 再調達価格試算、PCB、	れた船員保険病院(3 病院)	にかかる諸情報をデータベ F性や、修繕更新費用試算、 物質含有調査であるエンジ			
○業務の計画的推進を図るため、進捗管理の徹底に向けて、具体的な取組がなされたか。		ては役員会、定例会議及びシン	ステムの両面で行っており、			
○業務遂行において生じうる多様な事業リスクの的確な把握・管理に向けて、具体的な取組がなされたか。	・偽情報等のリスク情報に	こついて、偽情報による被害 行い、関係当局への情報提供 こ。				

評価シート(3)

中期目標	中期計画	平成24年度計画		平成24年度の	業務の実績				
3 業務運営の効率化に伴う経費節減	3 業務運営の効率化に伴う経費節減	3 業務運営の効率化に伴う経費節減	3 業務運営の効率化に何	営の効率化に伴う経費節減					
機構の業務運営に当たっては、年金資金等の損 夫を最小化するという考え方に立ち、機構の運営 圣費をできる限り節減すること。	業務運営に当たっては、年金資金等の損失を最小 化するという考え方に立ち、運営経費をできる限り 節減する。	業務運営に当たっては、年金資金等の損失を 最小化するという考え方に立ち、運営経費をで きる限り節減する。	運営経費の削減について ・一般管理費(人件費除く)については、調達らに価格交渉を行うなどの取組みに努めた結果前年度(平成23年度決算額)との比較でも15・業務経費については、業務内容の精査、一般減等により、できる限りの節減に努めた結果、円であり、予算比8,776百万円の減となった。		成 17 年度との比較で過 削減となっている。 ·入札の徹底、事務所の和 予算 12,393 百万円に対	去最高の 60%の削減、 多転による賃借料の削			
(1) 一般管理費(人件費を除く。)については、 中期目標期間の最終の事業年度において、対平成 7年度比 18%以上の額を節減すること。	(1) 一般管理費(人件費を除く。) については、 効率的な執行に努め、中期目標期間の最終の事業年 度において、対平成17年度比18%以上の額を節減 する。		に価格交渉を行うなる	費除く)については、調達の どの取組みに努めた結果、平 や算額)との比較でも 15%の間	成 17 年度との比較で過				
						(日刀円)			
				一般管理費 (人件費除く)	対 17 年度	対 23 年度			
			1 ①決算額 7	86	-	_			
		度(6ヶ月	年 度 りの経費 (6) ③継続する	65	_	_			
			を を を を を を を を を を を を を を	21	_	_			
			間 (4)年換算 (3×2)	42	-	-			
			23年度決算額	20	$\triangle 52\%$	_			
			24年度決算額	17	$\triangle 60\%$	△15%			
		(2)業務経費については、費用対効果を十分に 踏まえた効率的な執行に努める。	等により、できる限りの 比 8,776 百万円の減と 平成 25 年度となり、当 たっては、原則として-	は、業務内容の精査、一般競の節減に努めた結果、予算 12 かっている。災害復旧整備が 初予定していた支払が発生し 一般競争入札とし、一般競争 いては一般競争入札の結果△6 予算	393 百万円に対して、実 発生しなかったこと、耐 なかったことが主な要因 入札になじまない一部の	議は3,616 百万円、予算 震補強工事の完了時期 団であるが、各種調達に 業務については企画競 務経費の効率的な執行 (単位:百万円) 差額			
			業務経費			(実績-予算)			
				12, 39	·	△8, 776			
			人件費 売却事業費	30		△126 △762			
		管理経費	11, 13		△7, 862				
		施設整備	f費 7,76	2 2,849	△4, 913				
			その他	3, 37	0 421	$\triangle 2,949$			
				#					
			その他業務経験に対している。	費 12 4,63		△25 △3, 864			

中期目標	中期計画	平成24年度計画	平成24年度の業務の実績
	職員の給与について必要な見直しを進める。	(3) 国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。	・国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成 24 年法律第 2 号) に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講じた。 【人事院勧告分】 平成 24 年 3 月から、役職員の俸給月額の引下げを実施した。(平均▲0.23%)※平成 23 年 4 月からの較差相当分は、平成 24 年 6 月期の賞与で調整 【臨時特例分】 平成 24 年 6 月から平成 26 年 3 月までの間(ただし、平成 24 年 4 月及び 5 月分は平成 24 年 6 月支給分で調整 ・役員の報酬について、俸給月額・賞与等の減額を実施した。(▲9.77%)・職員の給与について、本俸等の減額を以下のとおり実施した。(介 (一) 相当職員)① 俸給月額 7級以上(国の7級以上相当) ▲9.77% 3級~6級(国の7級以上相当) ▲9.77% 1級~2級(国の1級~2級相当) ▲1.77% ※その他の俸給表適用職員については、これに準じた支給減額率② 俸給の特別調整額(管理職手当) 一律▲10% ③ 期末手当及び勤勉手当 一律▲9.77% ④ 地域手当等の俸給月額に連動する手当(期末手当及び勤勉手当を除く)の月額は、減額後の俸給月額等の月額により算出・役員(理事長)の報酬等については、平成 18 年度より特別手当について業績評価による算定を導入するとともに、厚生労働事務次官の報酬額の範囲内となるよう努めている。(別添資料項目3①参照)・また、国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について(平成 24 年 8 月 7 日閣議決定)に基づき、平成 25 年 1 月から退職日に応じて役職員の退職金の削減措置を講じている。
	(4) 契約については、「独立行政法人の契約状況 の点検・見直しについて」(平成21年11月17日 閣議決定)に基づく取組を着実に実施する。		(4) 当機構においては、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成 21 年 11 月 17 日閣議決定)や「調達の適正化について(依頼)」(平成 22 年 4 月 6 日厚生労働大臣 通知)等に基づく、契約監視委員会の設置、随意契約等見直し計画の策定、一般競争入札の徹 底等の各種取組みを着実に実施するとともに、入札執行及び契約審査に知見を有する外部顧問を設置し、日常的に審査・指導を受けることのできる体制を整備している。
(4)情報保護を徹底するため、情報セキュリティ対策の充実を図ること。	(5)情報保護を徹底するため、情報セキュリティ 対策の充実を図る。	(5)情報保護を徹底するため、情報セキュリ ティ対策の充実を図る。	(5)施設譲渡に係る入札情報等の重要情報の紛失・漏洩を防止するため、ウイルス対策ソフトの導入、パソコン起動時のパスワード設定等、情報セキュリティー対策の充実を図っているところである。

評価の視点等	自己評価	A		評定		
【評価項目3 業務運営の効率化に伴う経費節減】	・一般管理費(人件費除く)については、 に価格交渉を行うなどの取組みに努めた結 度(平成23年度決算額)との比較でも15・業務経費については、業務内容の精査、 等により、できる限りの節減に努めた結果 予算比8,776百万円の減となっている。こ なかったこと、耐震補強工事の完了時期が かったこと及び各種の節減に取り組んだこ ・各種調達に当たっては、原則として一般 の業務については企画競争を行い、徹底し	果、平成 17 年度との比較で %節減した。 一般競争入札の徹底、事務所 、予算 12,393 百万円に対し の内、4,913 百万円について 平成 25 年度となり、当初予 とにより予算比で節減されて 競争入札によることし、一般	過去最高の60%節減、前年 の移転による賃借料の削減 て、実績は3,616百万円、 は、災害復旧整備が発生し 定していた支払が発生しな いる。	(評価は、評定記入用紙に	こ記入ください。)	
【数値目標】 ○中期目標期間の最終の事業年度において、一般管理費(人件費除く)の額を対 17 年度比で 18%以上削減する。	平成 24 年度末の一般管理費(人件費除くとなっている。)の額(17 百万円)は、平成	17 年度に比べ 60%の削減			

評価の視点等	自己評価	_		評定	
【評価の視点】 ○一般管理費(人件費を除く。)については、中期目標期間の最終の事業年度において、対平成17年度比18%以上の額を節減すること。	実績:○ 平成 24 年度の一般管理費 (人件費除く) 年度 (平成 23 年度決算額) との比較でも 15				
○一般管理費(人件費を除く。)の削減について、中期計画に掲げる目標値の達成に向けた取組が行われ、着実に進展しているか。	実績:〇 一般管理費(人件費除く)の削減について、さらに価格交渉を行うなどの取組みにの削減、前年度(平成23年度決算額)といる。(前掲業務実績第1の3.業務運				
○事業費における冗費を点検し、その削減を図っているか。 委員長通知別添二①	実績:○ 庁費等については、年度・月単位での比な執行に努めている。(別添資料項目4参		要因を確認した上で、適正		
○業務経費について、費用対効果を十分に踏まえた効率的な執行を実現するため、具体的な取組がなされたか。	実績:○ ・業務経費については、業務内容の精査、一等により、できる限りの節減に努めた結果、予算比8,776百万円の減となっている。このなかったこと、耐震補強工事の完了時期が動かったこと及び各種の節減に取り組んだことを種調達に当たっては、原則として一般筋の業務については企画競争を行い、徹底した	、予算 12,393 百万円に対し の内、4,913 百万円について 平成 25 年度となり、当初予 とにより予算比で節減されて 竞争入札によることし、一般	て、実績は3,616百万円、 は、災害復旧整備が発生し 定していた支払が発生しな いる。		
○総人件費改革を進めるため、「行政改革の重要方針」(平成 17 年 12 月 24 日閣議決定)を踏まえ、的確な業務を執行する体制を 維持しつつ、平成 25 年度末までに、平成 17 年度に比べて 8%以上 の人員の削減を行うための取組を進めたか。 (政・独委の評価の視点と同様)	機構については、平成24年3月30日に中組に向けた準備を行うことが業務とされたが設置した。 新機構への改組に当たっては、社団法人全及び財団法人船員保険会という人事・給与体60の病院を、独立行政法人に相応しい統一衝や調整を行う必要がある。この困難な業務立病院・療養所の独立行政法人化の準備作業構移行に向けた専門性の高い体制の強化が優一方で、「行政改革の重要方針」(平成17て、中期計画においては、平成25年度末まげており、機構全体の業務体制としては、引保した上で、施設部を廃止するなど組織のり職員数は平成23年度末比△1名の24名とり幅に上回る41.5%の削減となっている。(5)	ため、平成 24 年 4 月に地域 全国社会保険協会連合会、財 系を含む組織文化の異なる した制度の下で移行するた 後の経験を有する職員等が配 図られたところである。 7 年 12 月 24 日閣議決定)に でに、平成 17 年度に比べて に、平成 17 年度に比べて はき続き民間の専門的知見を 見直しを行い、結果としてに しており、基準人員 41 名に	医療機能推進機構準備室を 団法人厚生年金事業振興団 3団体に運営されている約 めに、各団体との高度な折機能推進機構準備室に、国置されたことにより、新機 よる人員削減の取組につい 8%以上の人員の削減を掲 最大限活用できる体制を確 、平成24年度末の常勤役		
○国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について必要な見直しを進めたか。	実績:○ 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に 員の給与の見直しに関連して、以下の措置 【人事院勧告分】 平成24年3月から、役職員の俸給月額の 月からの較差相当分は、平成24年6月期の 【臨時特例分】 平成24年6月から平成26年3月までの 月支給分で調整) ・役員の報酬について、俸給月額・賞与等 ・職員の給与について、本俸等の減額を以 ① 俸給月額7級以上(国の7級以上相当 3級~6級(国の3級~6級 1級~2級(国の1級~2級	登を講じた。 の引下げを実施した。(平均の賞与で調整 の間(ただし、平成 24 年 4 月 のが額を実施した。(▲9. 以下のとおり実施した。(行 (イ) ▲9.77% 図相当) ▲7.77%	月▲0.23%)※平成23年4 日及び5月分は平成24年6 77%)		

評価の視点等	自己評価			評定	
計価の祝息等		- 1. 1- WE 19 1 AA \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		→ 計化	
	※その他の俸給表適用職員については、こ② 俸給の特別調整額(管理職手当) - ③ 期末手当及び勤勉手当 一律▲9.77% ④ 地域手当等の俸給月額に連動する手当俸給月額等の月額により算出 ・また、国家公務員の退職手当の支給水準でき、平成 25 年 1 月から退職日に応じて役目3①参照)	ー律▲10% % 当(期末手当及び勤勉手当を 引下げ等について(平成 24	年8月7日閣議決定)に基		
 ○国家公務員と比べて給与水準の高い法人について、以下のような観点から厳格なチェックが行われているか。 ・給与水準の給与水準の高い理由及び講ずる措置(法人の設定する目標水準を含む)についての法人の説明が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。 ・法人の給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっているか。 (政・独委の評価の視点) (委員長通知の別添一①と同様) 	平成 24 年度の当機構のラスパイレス指数っており、対国家公務員指数で 117.9 とない当機構の今年度の調査対象者は全員が国活でいることから、各個人への支給額は国にこういった事情にもかかわらず、国の給与①地域的要因調査対象者全員の在勤地が東京都であ②職員構成の相違調査対象者が 8 人と少なく、指数算法に大きな影響を与える。今年度、当村さらに、俸給、諸手当等の額は国家公平均が国家公務員の平均を上回っている新機構改組へ向けた困難な業務に対応現在、社会保険病院・厚生年金病院・公益法人 3 団体を、統一的なルールを必要があり、各団体との高度な折衝や激変緩和措置を設けるなど柔軟に対いみ、高い業績評価を受けている職員(参考)対国家公務員ラスパイレス指数 「大きな影響を与える。今年度、当村本の方式を表別である。本語では、本語では、本語では、本語では、本語では、本語では、本語では、本語では、	っている。 (別添資料項目でからの出向者であり、給与水在籍していたときと基本的に す水準を上回っている原因は あること。 出のための母数が小さいたと 機構は管理職の高額であるがいる。 なお といる。 なお といる。 なお といる。 ないる にない を と に で 独立行政 法人 や 調整が 求められること と いま で することも 必要なことから (管理職員)を配置したこと。 に 管理職員)を配置したこと。	①参照) 準は国に準じた体系を取っ は変わらない。 、以下の理由が考えられる。 、1人の給与が全体の指数 っている。 、各手当に関する支給額の している組織文化の異なる に相応しい制度に移行する た、各種制度に精通しつつ、 、相当程度のキャリアを積 。		
○国と異なる、又は法人独自の諸手当は、適切であるか。 (委員長通知別添一③)	実績:○ 国と異なる手当はない。 今後とも国の基準に準じて見直しに努め	る。(別添資料項目3②参照	{)		
○法定外福利費の支出は、適切であるか。 (委員長通知別添一④)	実績:○ 当機構における法定外福利費は「労働安全健康診断費用」のみであり、その他レクリニ参照)		_		
○契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等、必要な評価が行われているか。 (政・独委の評価の視点)	実績:〇 「独立行政法人における契約の適正化(務連絡)において講ずることとされている ⑤参照)	· · · · · -			

評価の視点等	自己評価	_		評定	
○契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適切性等、必要な評価が行われているか。 (政・独委の評価の視点)		(依頼)」(平成 22 年 4 月 6 5等見直し計画の策定、一般 F及び契約審査に知見を有す	日厚生労働大臣通知)等に 競争入札の徹底等の各種取	(評価は、評定記入用紙の	
○契約監視委員会での見直し・点検は適切に行われたか。(その後のフォローアップを含む。)。また、「随意契約等見直し計画」が計画どおり進んでいるか。(委員長通知別添二③) ○個々の契約について、競争性・透明性の確保の観点から、必要な検証・評価が行われているか。(政・独委の評価の視点)(委員長通知の別添二②と同様)	平成24年度のすべての契約(少額随契さた。平成24年度においても「随意契約等り随意契約についてはすべて随意契約によらいては、一者応札となったものはなかった	見直し計画」に沿った取り組ずるを得ないもののみである。。 ①担当部での審査(決裁) 理事、監事、入札執行及び 関約状況のホームページでの	みを着実に実施した結果、 る。なお、平成24年度にお 、②総務部(経理担当)で 契約審査に知見を有する外 公表、⑤役員会での事後点		
○総人件費改革は進んでいるか。 (委員長通知別添一②)	実績:○ ・機構については、平成 24 年 3 月 30 日 6 で 3 の 24 年 3 月 30 日 6 で 3 の 24 年 3 月 30 日 6 で 3 の 24 年 5 日 3 ① 8 年 1 月 から 3 の 4 年 5 日 3 ① 8 年 1 月 から 3 の 4 年 5 日 3 ① 8 年 1 月 から 3 の 5 日 1 日 から 3 の 5 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日	たため、平成 24年4月に地 会会ない。 会会は一次でため、るるのでは、 を全体のでため、るるのでは、 ので	域医療機能推進機準備室 財団3 1 1 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1		

評価シート (4)

中期目標	中期計画	平成24年度計画	平成24年度の業務の実績
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の 質の向上に関する事項	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の 質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の 質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標 を達成するためとるべき措置
		1 各施設の経営状況等の把握 中期目標期間を通じた具体的な譲渡又は廃止施設の 選定に資するため、各施設の経営実績、今後の経営見通 し及び建物の老朽度等の状況を把握する。	
		2 機構の業務内容に関する地方公共団体への説明 年金福祉施設等が所在する地方公共団体に対し、必要 に応じ、機構が行う譲渡業務の内容について、説明を行 う。	

評価の視点等	自己評価	A		評定		
【評価項目4 各施設の経営状況等の把握 機構の業務内容に関する地方公共団体への説明】	2 フェーズ)に引き続き、発 務諸表を基に実施した財務 状況等を把握している。 ・平成 24 年 4 月に出資され 守性や、修繕更新費用試算 害物質含有調査であるエン 行った。 ・平成 24 年 11 月 9 日付 城県及び仙台市より、東京 それぞれ厚生労働省に寄せ 行い、決定した。 ・平成 24 年 12 月 10 日付 梨県及び富士川町に、社会	いては、平成22年度より実力 P成24年度においても平成2 調査(第3フェーズ)によった船員保険病院について、 近、再調達価格試算、PCB グニアリングレポートを作 で譲渡指示が出された、東北 は社会保険病院等について でおれた意見を踏まえた上で で譲渡指示が出された社会保 にいて で譲渡指示が出された、東北 では、本社会保険病院等について では、ないでは、 では、本社会保 では、本社会保 では、本社会保 では、本社会保 では、本社会保 では、本社会保 では、本社会保 では、本社会保 では、本社会保 では、本社会保 では、本社会保 では、本社会保 については では、本社会保 については では、本社会保 について、 には、本社会保 について には、本社会保 について には、本社会保 にいて には、本社会保 にいて には、本社会保 にいて には、本社会保 にいて には、本社会保 にいて には、本社会保 にいて には、本社会保 にいて には、本社会保 にいて には、本社会保 にいて には、本社会保 にいて にいて にいて にいて にいて にいて にいて にいて	24年3月期の各病院等の財 りRFO資産を含めた経営 建築基準法、消防法等の遵 、アスベスト等の建築物有 成し、各病院の状況把握を 厚生年金病院については宮 は、東京都及び北区より、 譲渡条件等については明を 除鰍沢病院等については山 和歌山県にそれぞれ譲渡条	(評価は、評定記入用紙に	記入ください。)	
【評価の視点】 ○中期目標期間を通じた具体的な譲渡又は廃止施設の選定に資するため、各施設の経営実績、今後の経営見通し及び建物の老朽度等の状況を適切に把握できたか。 ○年金福祉施設等が所在する全ての地方公共団体に対し、機構が行う譲渡業務の内容について、説明を行ったか。	2フェーズ)に引き続き、 務諸表を基に実施した財務 状況等を把握している。 ・平成24年4月に出資され 守性や、修繕更新費用試算 害物質含有調査であるエン 行った。 実績:○	いては、平成22年度より実 下成24年度においても平成2 調査(第3フェーズ)によ れた船員保険病院について、 は、再調達価格試算、PCB バジニアリングレポートを作 保険病院等については、病院 上で譲渡条件を決定した。	24年3月期の各病院等の財 りRFO資産を含めた経営 建築基準法、消防法等の遵 、アスベスト等の建築物有 成し、各病院の状況把握を			

評価シート(5) 中期目標 平成24年度計画 平成24年度の業務の実績 中期計画 1 年金福祉施設等の譲渡又は廃止 1 年金福祉施設等の譲渡又は廃止 3 年金福祉施設等の譲渡又は廃止 3 年金福祉施設等の譲渡又は廃止 毎事業年度、年金福祉施設等の譲渡の見通しを 毎事業年度、年金福祉施設等の譲渡の見通しを 年金資金等の損失を最小化するという考え方に 年度計画で示し、各事業年度終了時に進捗状況を 年度計画で示し、各事業年度終了時に進捗状況を 立ちつつ、多様な譲渡方法を通じ、施設譲渡の促 勘案して業績を評価し、次事業年度以降の業務に 勘案して業績を評価し、次事業年度以降の業務に 進など事業の効率化、適正化を図る。 反映させること。 また、譲渡後の施設の用途については、買受先 反映させる。 また、譲渡後の施設の用途については、買受先及 また、譲渡後の施設の用途については、買受先 及びその転売先等において、公序良俗に反する使 ことに配慮しつつ行った。 びその転売先等において、公序良俗に反する使用 及びその転売先等において、公序良俗に反する使 用等が行われることがないよう十分に配慮する。 等が行われることがないよう十分に配慮するこ 用等が行われることがないよう十分に配慮する。 なお、社会保険病院、厚生年金病院及び船員保 社会保険病院、厚生年金病院及び船員保険病院 険病院(これらに併設される介護老人保健施設及 て、引渡しに向けた譲渡先団体との調整等の業務を実施した。 社会保険病院及び厚生年金病院及び船員保険病 (これらに併設される介護老人保健施設及び看護 び看護専門学校を含む。以下「社会保険病院等」 専門学校を含む。以下「社会保険病院等」という。) 院(これらに併設される介護老人保健施設及び看 という。) の譲渡等については、地域医療の確保 の譲渡等については、地域医療の確保を図る観点 を図る観点も踏まえた厚生労働省の方針を踏まえ 護専門学校を含む。以下「社会保険病院等」とい した。(契約金額:6,000百万円) う。) の譲渡等については、地域医療の確保を図 | も踏まえた厚生労働省の方針を踏まえつつ、対応 つつ、対応する。 る観点も踏まえた厚生労働省の方針を踏まえつ つ、対応すること。 3,825 百万円) いては、山梨県富士川町との協議を開始した。 院等については、同組合との協議を開始した。 績」参昭) 【社会保険病院等の譲渡状況】

平成23年度については、2病院についての譲渡業務を行ったが、平成24年度については、6病院の 譲渡業務を実施した。このうち東北厚生年金病院及び東京北社会保険病院等については、社会保険病 院等の譲渡に係る厚生労働大臣通知変更により、新たに随意契約による譲渡が可能となった大学及び 委託法人を対象とした初めてのケースへの対応となり、前例のない譲渡業務を地域医療が継続される

- 1. 平成24年3月28日付で委託先団体である徳島県と売買契約を締結した健康保険鳴門病院等につい
- 2. 平成23年12月21日付けで厚生労働省より譲渡指示のあった川崎社会保険病院等について、平成 24年5月18日に一般競争入札を実施した。医療法人社団葵会が落札し、同日付で売買契約を締結
- 3. 平成24年11月9日付で厚生労働省より学校法人東北薬科大学への譲渡指示のあった東北厚生年金 病院については、所在地方公共団体である宮城県及び仙台市の意見を踏まえた上で譲渡条件等を設 定し、平成24年12月11日付けで売買契約を締結した。(契約金額:760百万円)
- 4. 平成24年11月9日付で厚生労働省より委託先団体でもある公益社団法人地域医療振興協会への譲 渡指示のあった東京北社会保険病院等について、所在地方公共団体である東京都及び北区からの意 見を踏まえた上で譲渡条件等を設定し、平成25年1月23日付けで売買契約を締結した。(契約金額:
- 5. 平成24年12月10日付で厚生労働省より富士川町への譲渡指示のあった社会保険鰍沢病院等につ
- 6. 平成24年12月10日付で厚生労働省より公立紀南病院組合への譲渡指示のあった社会保険紀南病

平成 24 年度中の契約ベースでの譲渡実績については、川崎社会保険病院等、東北厚生年金病院及 び東京北社会保険病院の3病院で、売却額は10,575百万円、売却原価比は154.8%であり、年金資産 の損失の最少化に貢献し、目標値である売却原価比の 100%以上を十分に達成した。(下表「譲渡実

また、社会保険小倉記念病院については、平成24年3月31日付けで経営委託先である財団法人平 成紫川会との委託契約を解除し、特別会計清算金(4,482百万円)を受領した。

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
1.鳴門	× 0		·A
2.川崎	×	♦○	Δ
3.東北		× 0	Δ
4.東京北		×O	Δ
5.鰍沢		×	>
6.紀南		×	>

×譲渡指示 ◆入札日 ○契約日 △引渡し日

譲渡実績(契約ベース)

(単位:百万円)

	譲渡 施設数	譲渡 物件数	売却額	売却 売却 原価		3 TH 20 1	
24年度 (単年度)	3	3	10,575	+3,745	154.8%	241	102.3%
累計	(306)	(426)	(234,050)	(+108,552)	(186.5%)	(+19,456)	(109.1%)

()内のデータは24年度までの累計の施設譲渡実績である。

中期目標	中期計画	平成24年度計画	平成24年度の業務の実績
(1)譲渡施設の選定及び譲渡時期 各事業年度における譲渡施設の選定に当たって は、各施設の経営実績、今後の経営見通し及び建物 の老朽度等を総合的に勘案して行うものとし、機 構が策定する年度計画において定めること。	(1)譲渡施設の選定及び譲渡時期 ① 各施設の状況について把握するとともに、年度ごとの譲渡施設数の見通しを早急に立てる。 ② 各事業年度における譲渡施設の選定に当たっては、各施設の経営実績、今後の経営見通し及び建物の老朽度等を総合的に勘案して行うものとし、年度計画において定める。	(1)譲渡施設の選定及び譲渡時期 ① 本年度における譲渡施設は、社会保険病院等に係る厚生労働省からの譲渡対象選定通知を踏まえて対応する。	(1)譲渡施設の選定及び譲渡時期 ①・平成23年12月21日付けで厚生労働省より譲渡指示のあった川崎社会保険病院等について、平成24年5月18日に一般競争入札を実施した。医療法人社団葵会が落札し、同日付で売買契約を締結した。 ・平成24年11月9日付で厚生労働省より東北厚生年金病院及び東京北社会保険病院等の譲渡指示があり、東北厚生年金病院については平成24年12月11日付けで学校法人東北薬科大学と売買契約を締結、東京北社会保険病院等については平成25年1月23日付けで公益社団法人地域医療振興協会と売買契約を締結した。 ・平成24年12月10日付けで厚生労働省より譲渡指示のあった社会保険鰍沢病院等及び社会保険紀南病院等については、山梨県富士川町及び公立紀南病院組合との協議を開始した。 ・厚生労働省より委託契約解除を指示された社会保険小倉記念病院については、平成24年3月31日付けで、経営委託先である財団法人平成紫川会との委託契約を解除し、特別会計清算金(4,482百万円)を受領した。
また、譲渡する施設名、競争執行の場所及び日時を官報で公告すること。なお、公告時期については、委託先公益法人等における清算業務や従業員の雇用に配慮すること。	③ 譲渡する施設名、競争執行の場所及び日時を官報で公告する。なお、公告時期については、委託先公益法人等における清算業務や従業員の雇用に配慮する。	② 譲渡する施設名、競争執行の場所及び日時を 官報で公告する。なお、公告時期については、委 託先公益法人等における清算業務や従業員の雇用 に配慮する。	② 厚生労働省より一般競争入札による譲渡指示のあった川崎社会保険病院等については、施設名、入札場所及び日時等について、官報及び機構ホームページに開示した。 また、公告時期については、事前に委託先公益法人等と発表時期や落札者への引き継ぎ期間等を協議したうえで売却及び引き継ぎスケジュールを策定し、さらに円滑な病院事業等の継続、事業主体の移行を図るべく、川崎社会保険病院等、買受者である医療法人社団葵会及び当機構の3者間で引継ぎに関する会議を開催し調整を行った。
(2) 契約方法 施設の譲渡に当たっては、公正で適正な譲渡を 行う観点から、一般競争入札とすること。 ただし、借地上にある施設について土地所有者 が建物の購入を希望する場合は、随意契約により 譲渡すること。	(2) 契約方法 ① 施設の譲渡に当たっては、公正で適正な譲渡を行う観点から、一般競争入札とする。 ② ただし、借地上にある施設について土地所有者が建物の購入を希望する場合は、随意契約により譲渡する。	(2) 契約方法 ① 施設の譲渡に当たっては、公正で適正な譲渡を行う観点から、一般競争入札とする。 ② ただし、借地上にある施設について土地所有者が建物の購入を希望する場合は、随意契約により譲渡する。	(2) 契約方法 ・川崎社会保険病院等については厚生労働省の譲渡指示により、一般競争入札により譲渡先を決定し売買契約を締結した。 ・社会保険病院等の譲渡に係る厚生労働大臣通知が、平成24年8月14日付で変更となり、①社会保険病院等の所在する都道府県内の保険医療に関する教育研究を行う学部又は学科を置く大学を設置する者、②機構が単独で社会保険病院等の運営を委託している者が譲渡を希望する場合には、地域医療の観点から適当であると厚生労働大臣が認めた場合には、譲渡対象となる社会保険病院として選定することとされた。 東北厚生年金病院及び東京北社会保険病院等の譲渡については、この初めてのケースへの対応となった。厚生労働省から譲渡を希望する者(学校法人東北薬科大学及び社団法人地域医療振興協会)について、意見を求められ、譲受けの方針等の入念な分析等を行った上で、譲渡対象とすることに支障がない旨回答を行い、前例のない譲渡業務を、地域医療が継続されることに配慮しつつ、それぞれ随意契約により売買契約を締結した。
(3)譲渡条件 次の施設については、譲渡に当たり、一定期間 施設の中心的な機能を維持することを譲渡条件と すること。なお、施設の機能廃止が適当とされた 施設については、この限りではないこと。 ① 地域医療に貢献している施設(社会保険診療 所、健康管理センター及び保養ホーム) ② 入居者に配慮すべき施設(終身利用型老人ホーム及び長期入居型老人ホーム) ③ 同一都道府県内に代替施設がないことからそ の中心的な機能を維持することが必要な施設であって、別表に掲げるもの	(3)譲渡条件 次の施設については、譲渡に当たり、一定期間施設の中心的な機能を維持することを譲渡条件とする。なお、施設の機能廃止が適当とされた施設については、この限りではない。 ① 地域医療に貢献している施設(社会保険診療所、健康管理センター及び保養ホーム) ② 入居者に配慮すべき施設(終身利用型老人ホーム及び長期入居型老人ホーム) ③ 同一都道府県内に代替施設がないことからその中心的な機能を維持することが必要な施設であって、別表に掲げるもの	(3)譲渡条件 社会保険病院等の譲渡に当たっては、厚生労働省の方針を踏まえつつ、譲渡後も維持されるべき 医療機能を当該施設の所在する地方公共団体の意見を聴きながら譲渡条件として設定する。なお保養ホームについては、一定期間施設の中心的な機能を維持することを譲渡条件として、当該施設が連携している厚生年金病院と一体で譲渡する。また、施設の機能廃止が適当とされた施設は、この限りではない。	(3) 譲渡条件 ・東北厚生年金病院の譲渡条件については、所在地方公共団体である宮城県及び仙台市より、譲渡後も維持されるべき医療機能について厚生労働省に寄せられた意見を踏まえた上で譲渡条件を設定した。・東京北社会保険病院等の譲渡条件については、所在地方公共団体である東京都及び北区より、譲渡後も維持されるべき医療機能について厚生労働省に寄せられた意見を踏まえた上で譲渡条件を設定した。・平成 21 年度に医療法人社団弘遠会へ譲渡された社会保険浜松病院については、落札決定日から起算して5年経過した日、又は移転用地の所有権が移転した日から起算して3年を経過した日のいずれか早い日までに新病院を開設すること、その間健康管理センターの運営が継続されることの譲渡条件が付されていたが、平成 24 年 11 月に新病院が開設され、また、その間健康管理センターの運営が継続され、譲渡条件は確保されることを確認した。

評価シー	1	(5)

評価シート(5) 中期目標	中期計画	平成24年度計画	平成24年度の業務の実績
(4)譲渡価格 施設の譲渡に当たっては、年金資金等の損失を 最小化する観点から、不動産鑑定評価の手法に基 づき、適正な価格の設定に努めること。	(4)譲渡価格 施設の譲渡に当たっては、年金資金等の損失を 最小化する観点から、不動産鑑定評価の手法に基 づき、適正な価格の設定に努める。	(4)譲渡価格 施設の譲渡に当たっては、年金資金等の損失を 最小化する観点から、不動産鑑定評価の手法に基 づき、適正な価格の設定に努める。	(4)譲渡価格 ・川崎社会保険病院等、東北厚生年金病院及び東京北社会保険病院等の予定価格については、直近の不動産鑑定評価を取得し、不動産鑑定評価の手法に基づき設定した。
(5)譲渡の対価の支払方法 施設の譲渡の対価の支払いは、即時支払(施設 の引渡しの日)とすること。 ただし、施設の譲渡先が地方公共団体の場合は、 譲渡の対価の支払方法の弾力化に配慮すること。 (6)老人ホーム入居者への配慮 老人ホームの譲渡又は廃止に当たっては、入居 者の新たな生活の場を確保する等、十分な配慮を 行うこと。	(5)譲渡の対価の支払方法 施設の譲渡の対価の支払いは、即時支払(施設 の引渡しの日)とする。 ただし、施設の譲渡先が地方公共団体の場合は、 譲渡の対価の支払方法の弾力化に配慮する。 (6)老人ホーム入居者への配慮 老人ホームを譲渡又は廃止する場合には、入居 者の新たな生活の場を確保する等、十分な配慮を 行う。	(5)譲渡の対価の支払方法 施設の譲渡の対価の支払いは、施設の引渡しの 日迄とする。 ただし、施設の譲渡先が地方公共団体の場合は、 譲渡の対価の支払方法の弾力化に配慮する。	(5) 譲渡の対価の支払方法 ・厚生労働省より譲渡指示があった川崎社会保険病院等、東北厚生年金病院及び東京北社会保険病院等については、売買契約締結時に契約保証金を受領し、引渡日迄に譲渡価格残額の振込を確認した上で引渡しを行うこととしている。 厚生労働省より徳島県への譲渡指示があった健康保険鳴門病院等については、徳島県からの要望により契約保証金は免除し、引渡日迄に譲渡価格全額の振込を確認した上で引渡しを行うこととした。
(7)委託先公益法人等の従業員の雇用への配慮施設の買受者に対する雇用の依頼等、委託先公益法人等の従業員の雇用に十分な配慮を行うこと。	(7)委託先公益法人等の従業員の雇用への配慮施設を譲渡する場合には、施設の買受者に対し、委託先公益法人等の従業員の雇用を依頼する。また、施設の譲渡又は廃止に当たっては、当該施設の譲渡又は廃止に関する情報を厚生労働省職業安定局を通じて公共職業安定所等に提供することにより、委託先公益法人等が行う従業員の求職活動の支援が適切に行われるよう配慮する。	施設を譲渡する場合には、施設の買受者に対し、 委託先公益法人等の従業員の雇用を依頼する。また、施設の譲渡又は廃止に当たっては、当該施設 の譲渡又は廃止に関する情報を厚生労働省職業安 定局を通じて公共職業安定所等に提供することに	(6) 委託先公益法人等の従業員の雇用への配慮 ・川崎社会保険病院等については、所在地方公共団体である神奈川県から職員の継続雇用に配慮することが求められ、当機構において同県の要望として整理し、全入札参加検討者に対し、同要望への対応方針を求めることにより、雇用への配慮を求め、買受者である医療法人社団葵会は、希望者全員の採用面接を実施した。 ・健康保険鳴門病院等については、買受者であり、所在地方公共団体でもある徳島県により職員の継続雇用が確保された。 ・東北厚生年金病院については、所在地方公共団体である宮城県及び仙台市から職員の継続雇用に配慮することが求められたことから、当機構において同県及び同市の要望として学校法人東北薬科大学に対し依頼を行い、希望者については継続雇用が確保された。
(8) 地方公共団体との相談施設の譲渡又は廃止に当たっては、各施設が所在する地域の地方公共団体と事前に相談を行うこと。	(8) 地方公共団体との相談施設の譲渡又は廃止に当たっては、各施設が所在する地域の地方公共団体と事前に相談を行うとともに、その結果について、買受者を募る際に情報提供を行う。	在する地域の地方公共団体と事前に相談を行うと	(7) 地方公共団体との相談 ・厚生労働省より譲渡指示のあった川崎社会保険病院等の譲渡条件については、平成23年度中に所在地方公共団体である神奈川県及び川崎市より、譲渡後も維持されるべき医療機能について意見を求め、当機構において譲渡条件・要望・意見として整理し、譲渡条件案を作成。地方公共団体の代表を含む地元有識者で構成される病院譲渡検討委員会に同案を諮問し、同委員会の承認を得た上で譲渡条件を設定し、平成24年5月に一般競争入札に付した。なお、この譲渡条件については、入札公告に明記され、全ての入札参加検討者に周知がなされた。・厚生労働省より譲渡指示があった東北厚生年金病院、東京北社会保険病院等については、所在地方公共団体である宮城県及び仙台市並びに東京都及び北区より、譲渡後も維持されるべき医療機能について厚生労働省に寄せられた意見を踏まえ、当機構において譲渡条件・要望・意見として整理し、譲渡条件案を作成した。また、厚生労働省より譲渡指示があった社会保険鰍沢病院等、社会保険紀南病院等についても所在地方公共団体である山梨県及び富士川町並びに和歌山県に対し譲渡に係る意見を求めた。

評価の視点等	自己評価	S		評定	
【評価項目 5 年金福祉施設等の譲渡又は廃止】	については、6 病院 (健康病院、東京北社会保険病院譲渡業務を実施した。 ・東北厚生年金病院及び東渡に係る厚生労働大臣通知た大学及び委託法人を対象厚生労働省から、譲渡を医療振興協会)についての	2病院についての譲渡業務保険鳴門病院等、川崎社会保 等、社会保険鰍沢病院等及で 京北社会保険病院等について 変更により、新たに随意契約 とした初めてのケースへの 希望する者(学校法人東北東 意見を求められ、譲受けの力 ことに支障がない旨回答を行 とに配慮しつつ行った。	険病院等、東北厚生年金 社会保険紀南病院等)の は、社会保険病院等の譲 による譲渡が可能となっ 対応となった。 科大学及び社団法人地域 針等の入念な分析等を行	(評価は、評定記入用紙に	記入ください。)
【数値目標】 ○年金福祉等施設の譲渡に当たっては、総額で売却原価比 100%以上の価格で譲渡する。	り、総額で売却原価比 100 (平成 24 年度単年度売却原		は、売却原価比 186.5%であ		
【評価の視点】 〇年金福祉施設等の譲渡の見通しを年度計画で示し、各事業年度終了時に進捗状況を勘案して法人として業績を評価し、次事業年度以降の業務に反映したか。	実績:○ 社会保険病院等について となっている。	「は、厚生労働大臣の譲渡指	示に基づき、譲渡すること		
○年金資金等の損失を最小化するという考え方に立ちつつ、多様な譲渡方法を通じ、施設譲渡の促進など事業の効率化、適正化が図れたか。	約を締結した。 ・東北厚生年金病院、東京 により随意契約により売買	りいては、一般競争入札によ 「北社会保険病院等について 「契約を締結した。 」産鑑定評価の手法に基づき、	は、厚生労働省からの指示		
○年金福祉施設等の譲渡により生じた収入は、当初予算と比較して適切であったか。(後掲)	実績:○	 			
○各事業年度における譲渡施設の選定は、各施設の経営実績、今後の経営見通し及び建物の老朽度等を総合的に勘案した適切なものとなっていたか。		⊤は、厚生労働大臣の譲渡指	示に基づき、譲渡すること		
○譲渡する施設名、競争執行の場所及び日時を官報で適切な時期に公告したか。 公告時期の設定については、委託先公益法人等における清算業務や従業員の雇用 への配慮が十分であったか。	ついて、施設名・競争執行 ームページに開示した。 また、公告時期について 引き継ぎ期間等を協議のご	中入札による譲渡を指示のあ 行の場所・入札日時等につい には、事前に委託先公益法人 うえ売却及び引き継ぎスケジ の移行を図るべく調整を行っ	ては、全て官報及び機構ホ 等と発表時期や落札者への ュールを策定し、円滑な病		

評価の視点等	自己評価	_		評定	
○施設の譲渡に当たり、一般競争入札で適切に行ったか。	実績:○		I		J
	・川崎社会保険病院等については、 先を決定し、売買契約を締結した。 ・東北厚生年金病院及び東京北社会 意契約により、売買契約を締結した。	会保険病院等については、厚			
○入札において不落となった施設及び買受需要が低いなど売却が困難な 施設について、売却のために具体的な方策を講じたか。	実績:○ 平成 24 年度において、不落・不成	文立となった施設はない。			
○一定期間施設の中心的な機能の維持が適当とされた施設について、適切な条件により譲渡を行ったか。	実績:○				
○譲渡条件を付して譲渡した施設又は譲渡しようとする施設について、 当該譲渡条件及びこれを付す際の判断基準(一定期間の目途、中心的な 機能の実質的内容、地域医療への貢献等、入居者への配慮等)は妥当で あったか。	奈川県及び川崎市より、譲渡後も約 おいて譲渡条件・要望・意見として む地元有識者で構成される病院譲渡	推持されるべき医療機能につ成でを要し、譲渡条件案を諮問して整理し、譲渡条件案を諮問しまりを開発を開発を認識しては、のではなれるが、というでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	いて意見を求め、当機構に 。地方公共団体の代表を含、 同委員会の承認を得た上 地方公共団体である宮城県 き医意見として整理し、 を意見として整理し、 病院にから起算センター の間健康新病院が開設され、 を保されることを確認した。 所在地方公共団体の代表を含 。地方公共団体の代表を含		
	で譲渡条件を設定し、平成24年5 ・東北厚生年金病院並びに東京北を 城県及び仙台市並びに東京都及び才 生労働省に寄せられた意見を踏まえ 譲渡条件を設定した。	t会保険病院等については、 と区より、譲渡後も維持され	るべき医療機能について厚		
○施設の譲渡に当たり、不動産鑑定評価の手法に基づく適正な譲渡価格 を設定したか。	実績 : ○				
	厚生労働省より譲渡指示があった 会保険病院等の予定価格についてに 基づき設定した。				
○施設の譲渡の対価の支払いは、原則として即時支払(施設の引渡しの日)であったか。	実績:○		·		
	厚生労働省より譲渡指示があった 生年金病院及び東京北社会保険病院 認した上で引渡しを行うこととして 日引渡し)	完等については、引渡日迄に	譲渡価格全額の支払いを確		
○施設の譲渡の対価の支払いで、未収となっているものはないか。	実績:○				
	社会保険病院等に係る譲渡の対価	fの支払いにおいて未収金は7	ZV'.		
○老人ホームの譲渡又は廃止に当たり、入居者に対して、具体的な配慮	実績:○				
がなされたか。	老人ホームについては、入居者に 譲渡を完了している。	対して具体的な配慮を行っ7	と上で、平成 22 年度までに		
					`

評価の視点等	自己評価	_		評定	
○施設の譲渡に当たり、施設の買受者に対し、委託先公益法人の従業員の雇用を依頼したか。	実績:○ ・川崎社会保険病院等については、に配慮することが求められ、当機構療法人社団葵会に対し、同要望への実施した。 ・健康保険鳴門病院等については、し職員の雇用を依頼した結果、現職・東北厚生年金病院については、所続雇用に配慮することが求められた学校法人東北薬科大学に対し依頼を	においては同県の要望とし対応方針と雇用への配慮を 所在地方公共団体であり、 員全員が継続雇用されること 在地方公共団体である宮城 ことから、当機構において	て整理し、買受者である医 求め、希望者全員の面接を 買受者でもある徳島県に対 となった。 県及び仙台市から職員の継 同県及び同市の要望として		
○施設の譲渡又は廃止に当たり、当該施設の譲渡又は廃止に関する情報 を厚生労働省職業安定局を通じて公共職業安定所等に提供したか。	実績: - 川崎社会保険病院等の職員につい 等により就業先が決定した。 また、東北厚生年金病院について 対し職員の雇用を依頼し、原則とし ったこと等から、平成24年度につい	は、当機構から譲渡先であ て現職員全員を継続雇用す	る学校法人東北薬科大学に る方針である旨の回答があ		
○上記の取組により、委託先公益法人等の従業員の雇用に適切な配慮が なされたか。	実績:○ ・川崎社会保険病院等については、に配慮することが求められ、当機構療法人社団葵会に対し、同要望への実施した。 ・健康保険鳴門病院等については、し職員の雇用を依頼した結果、現職・東北厚生年金病院については、所続雇用に配慮することが求められた学校法人東北薬科大学に対し依頼を	においては同県の要望とし対応方針と雇用への配慮を 所在地方公共団体であり、 員全員が継続雇用されること 在地方公共団体である宮城 ことから、当機構において	て整理し、買受者である医 求め、希望者全員の面接を 買受者でもある徳島県に対 となった。 県及び仙台市から職員の継 同県及び同市の要望として		
○施設の譲渡又は廃止に当たり、各施設が所在する地域の地方公共団体と事前に適切に相談を行ったか。	実績:○ ・川崎社会保険病院等の譲渡条件に 奈川県及び川崎市より、譲渡後も組 おいて譲渡条件・要望・意見として む地元有識者で構成される病院譲渡 で譲渡条件を設定し、平成24年5月 ・厚生労働省より随意契約による譲 病院等については、所在地方公共団 譲渡後も維持されるべき医療機能に において譲渡条件・要望・意見とし ・厚生労働省より随意契約による譲 病院等については、所在地方公共団 譲渡後のいては、所在地方公共団 開始した。	ついては、平成23年度中に持されるべき医療機能につ整理し、譲渡条件案を作成。 検討委員会に同案を諮問しまに一般競争入札に付した。 渡指示のあった東北厚生年体である宮城県及び仙台市立ついて厚生労働省に寄せらた。 で整理し、譲渡条件を設定し、渡指示のあった社会保険鰍	所在地方公共団体である神いて意見を求め、当機構に。地方公共団体の代表を含、同委員会の承認を得た上 金病院及び東京北社会保険 がびに東京都及び北区より、れた意見を踏まえ、当機構 した。 沢病院等及び社会保険紀南		
○また、その結果について、買受者を募る際に適切に情報提供を行った か。	実績:○ 一般競入札である川崎社会保険病 明記し、全入札参加検討者に周知し	.,, = 1,, 1,	望については、入札公告に		
○厚生労働大臣から指定された社会保険病院等の譲渡について、地域医療が損なわれることのないよう十分配慮して適切に譲渡を行ったか。	実績:○ 所在地方公共団体より譲渡後も維 件を設定し、地域医療が損なわれる				

評価シート(6)

評価シート(6)			
中期目標	中期計画	平成24年度計画	平成24年度の業務の実績
2 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全 (1)運営に当たっての基本方針 年金福祉施設等の資産価値を保全し、円滑かつ有益な譲渡を行うため、効率的な経営及び効果的な運営に努めること。また、必要に応じ、年金福祉施設等の資産価値を高めるための方策を講じること。社会保険病院等については、地域の医療体制を損なうことのないように配慮すること。	2 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全 (1)運営に当たっての基本方針 年金福祉施設等の資産価値を保全し、円滑かつ有益な譲渡を行うため、効率的な経営及び効果的な運営を行う。また、必要に応じ、年金福祉施設等の資産価値を高めるための方策を講じる。社会保険病院等については、地域の医療体制を損なうことのないように配慮する。	4 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全 (1)運営に当たっての基本方針 年金福祉施設等の資産価値を保全し、円滑かつ有益な譲渡を行うため、効率的な経営及び効果的な運営を行う。 また、必要に応じ、年金福祉施設等の資産価値を高めるための方策を講じる。 社会保険病院等については、地域の医療体制を損なうことのないように配慮する。	4 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全 ・施設の管理及び施設機能の維持については、財務状況等の理由 から自主整備が十分に実施されていない病院の機能維持整備や耐震補強工事を実施した。 ・社会保険病院等の経営状況・資産状況の把握については、 ①新機構への移行に備え、平成22年度以降に実施した財務調査(第1・第2フェーズ)に引き続き、新機構への改組に向けた移行準備の一環として、独立行政法人の形態にふさわしい透明性の高い運営と適正な内部統制を確保する観点から、財務調査(第3フェーズ)を行った。 ②平成24年4月に出資された船員保険病院(3病院)にかかる諸情報をデータベース化し、適切に整理を行った。 ③個別の病院の運営方針に関しては、すべての病院について機構の理事長と各病院の院長等によるヒアリングを行い、機構のミッションの共有、統一ルールへの確認、医療経営戦略の更なる改善点等について集中的に議論を行っている。 ・このような病院の経営状況、資産状況の把握を通じ、適切な運営に努めた。 (1)運営に当たっての基本方針 社会保険病院等については、地域の医療体制を損なうことなく配慮して運営を行った。
(2)施設の管理については、適切な維持管理に努めること。 ② 施設整備については、緊急災害時の復旧等に必要なものについて、費用対効果や機構全体の財務を総合的に勘案し、必要最小限の措置を講じること。 ③ 施設機能の維持管理のためのその他の整備を行う場合については、委託先公益法人等の負担において行わせること。	(2) 施設の管理 ① 施設の管理については、適切な維持管理に努める。 ② 緊急災害等による被害を受けた施設や被保険者等の安全な利用等に支障を生じるおそれのある施設の復旧等については、当該施設の経営状況、費用対効果及び機構全体の財務を総合的に勘案し、必要最小限の措置を講じる。 ③ 施設機能の維持管理のためのその他の整備を行う場合については、委託契約において定めることにより、委託先公益法人等の負担において行わせる。	(2)施設の管理 ① 施設の管理については、適切な維持管理に努める。 ② 緊急災害等による被害を受けた施設や被保険者等の安全な利用等に支障を生じるおそれのある施設の復旧等については、当該施設の経営状況、費用対効果及び機構全体の財務を総合的に勘案し、必要最小限の措置を講じる。 ③ 施設機能の維持管理のためのその他の整備を行う場合については、委託契約において定めることにより、委託先公益法人等の負担において行わせる。	(2) 施設の管理 【資産価値の保全】 ・財務状況等から必要な機能維持整備が行われていない一部の病院について、地域医療への配慮及び資産価値保全の観点から、熱源機器の更新・空調設備の更新・外壁改修・屋上防水補修、非常用発電機更新等整備項目を決定の上、当機構の費用負担による整備を実施している。 ① 平成23年度から継続して13病院の機能維持整備工事を実施しすべての工事を完了した。 ② 平成23年度から継続して5病院の耐震強化整備工事を実施しする2年度から継続して5病院の耐震強化整備工事を実施したうち2病院について工事を完了した。 【資産の管理】 ① 資産管理の観点から、施設利用者の安全な利用等に支障を生じるおそれのあるもの等、必要最小限の整備について、当機構負担による施設の整備を実施。整備件数:20件(うち病院等分17件)金額:30百万円(うち病院等分29百万円) ② 当機構保有の物品についても、廃棄につき当機構の承認を経る取扱いとし、施設備付の物品管理簿と機構の物品リスト及び現物との突合確認を行うことにより、そのチェックを行う体制としている。 廃棄件数:784件(病院等分) ③ 施設機能の維持管理のためのその他の整備については、当機構の承認に基づき、委託先の負担において実施。

中期目標	中期計画	平成24年度計画	平成24年度の業務の実績
			承認件数:病院等分11件 金額 :病院等分40億円 ・平成24年4月に出資された船員保険病院について、建築基準法、 消防法等の遵守性や、修繕更新費用試算、再調達価格試算、PCB、 アスベスト等の建築物有害物質含有調査であるエンジニアリングレ ポートを作成し、各病院の状況把握を行った。
(3) 運営の停止等 経営実績、経営見通し、建物の老朽度等を総合的に勘案し、 経営を継続することが不適切と認められる施設については、 早急に運営を停止すること。 運営停止後の年金福祉施設等については、譲渡を行うまで の間、資産価値が減じないよう適切な維持管理に努めること。	(3) 運営の停止等 経営実績、経営見通し、建物の老朽度等を総合的に勘案し、 経営を継続することが不適切と認められる施設については、 早急に運営を停止する。 運営停止後の年金福祉施設等については、譲渡を行うまで の間、資産価値が減じないよう適切な維持管理を行う。	(3) 運営の停止等 経営実績、経営見通し、建物の老朽度等を総合的に勘案し、 経営を継続することが不適切と認められる施設については、 早急に運営を停止する。 運営停止後の年金福祉施設等については、譲渡を行うまで の間、資産価値が減じないよう適切な維持管理を行う。	(3) 運営の停止等 平成24年度においては、運営を停止した施設はない。
(4) 社会保険病院等 社会保険病院等が引き続き地域医療に貢献できるよう、病院の経営状況・資産状況の把握等を通じ、適切な運営に努めること。	(4) 社会保険病院等 社会保険病院等が引き続き地域医療に貢献できるよう、病院の経営状況・資産状況の把握等を通じ、適切な運営に努める。	(4) 社会保険病院等が引き続き地域医療に貢献できるよう、病院の経営状況・資産状況の把握等を通じ、適切な運営に努める。	(4) 社会保険病院等 ①財務調査(第3フェーズ)の実施等 ・新機構への移行に備え、平成22年度以降に実施した財務調査(第1・第2フェーズ)に引き続き、新機構への改組に向けた移行準備の一環として、独立行政法人の形態にふさわしい透明性の高い運営と適正なてRFO資産を含めた合算貸借対照表及び合算損益計算書の作成、並びに前述の合算貸借対照表を基に新機構に改組された時点で想定される新機構開始貸借対照表の作成、及び②各病院等における現金、預金、医業未収金等の各勘定が適切な内部統制のもとで管理されているかについて財務調査(第3フェーズ)を行った。・平成24年4月に出資された船員保険病院(3病院)にかかる諸情報をデータベース化し、適切に整理を行った。また、これらの船員保険病院について、建築基準法、消防法等の遵守性や、修繕更新費用試算、再調達価格試算、PCB、アスベスト等の建築物有害物質含有調査であるエンジニアリングレポートを作成し、各病院の状況把握を行った。・個別の病院の運営方針に関しては、すべての病院について機構の理事長と各病院の院長等によるヒアリングを行い、機構のミッションの共有、新機構における統一の制度設計移行への確認、病院運営の更なる改善点等について集中的に議論を行った。 ② 財務内容と老朽度に基づく施設整備計画の策定前頁(2)施設の管理【資産価値の保全】参照

評価の視点等	自己評価	S		評定		
【評価項目 6 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全】	・委託先の自主整備に加え、財務状況等整備や建物の耐震性に問題がある病院の・新機構への移行に備え、平成22年度財機構への移行に備え、平成22年度財機構への改組に向けた移行準備の一環と営と適正な内部統制を確保する観点から各施設における現金、預金、医業未収金とで管理されているかなどについて実力よう指導を行った。・平成24年4月に出資された船員保険病で行った。また、これらの船員保険病であるとでで成し、各病院の状況把握を行った・個別の病院の運営方針に関しては、対リングを行い、機構のミッションの確認なる改善点等について集中的に議論を行	(評価は、評定記入用紙	に記入ください。)			
【数値目標】	なの以音点寺に"グバモ来中的に議論を1]	5 (Vi3)			\	
【評価の視点】 〇年金福祉施設等の資産価値を保全し、円滑かつ有益な譲渡を行うため、効率的な経営及び効果的な運営を行ったか。 必要に応じ、年金福祉施設等の資産価値を高めるため、具体的な 方策を講じたか。	実績:○ ・資産価値を保全し、効率的な運営を行築基準法、消防法等の遵守性や、修繕更有害物質含有調査であるエンジニアリン・必要に応じ擁壁改修工事等、施設の支・社会保険病院等については、委託先のされていない13病院の機能維持整備を発工事を当機構の費用負担により行い、2	三新費用試算、再調達価格記グレポートを作成し、各病に で解消を実施し資産価値の の自主整備に加え、財務状況 記了し、また、建物の耐震性	算、PCB、アスベスト等の建築物 院の状況把握を行った。 向上に努めた。 等の理由から自主整備が十分に実施			
○施設の管理について、適切な維持管理を行ったか。	実績:〇 ・社会保険病院等については、委託先のされていない13病院の機能維持整備を発工事を当機構の費用負担により行い、2	完了し、また、建物の耐震性				
○経営実績、経営見通し、建物の老朽度等を総合的に勘案し、経営を継続することが不適切と認められる施設については、早急に運営を停止したか。		た施設はない。				
○運営停止後の年金福祉施設等については、譲渡を行うまでの間、 資産価値が減じないよう適切な維持管理を行ったか。	実績:○ 平成24年度においては、該当なし。				\	
○社会保険病院等の整備について費用対効果や機構全体の財務を 総合的に勘案し、地域の医療体制を損なうことのないよう必要最 小限の措置を講じたか。)自主整備に加え、財務状況 完了し、また、建物の耐震性	等の理由から自主整備が十分に実施			
○社会保険病院等が引き続き地域医療に貢献できるよう、社会保 険病院等の経営状況・資産状況の把握等を行ったか。	実績:○ 個別の病院の運営方針に関しては、す リングを行い、機構のミッションの確認 なる改善点等について集中的に議論を行 新機構への移行に備え、平成22年度」 機構への改組に向けた移行準備の一環と 営と適正な内部統制を確保する観点から 各施設における現金、預金、医業未収金 とで管理されているかなどにを実地調査 指導を行った。	は、新機構における統一の制 つている。 以降に実施した財務調査(第 して、新たに独立行政法人 、内部統制実施状況も加え 、、買掛金、未払金及び預り	度設計移行への確認、病院運営の更 第1・第2フェーズ)に引き続き、新 の形態にふさわしい透明性の高い運 た財務調査(第3フェーズ)を行い、 金等の各勘定が適切な相互牽制のも			

評価シート (7)

中期目標	中期計画	平成24年度計画	平成24年度の業務の実績
評価シート (7) 中期目標 3 買受需要の把握及び開拓 譲渡対象施設に係る買受需要を把握するとともに、多様な買受需要を開拓するため、地方公共団体及び民間企業等から広範に情報収集を行うこと。	3 買受需要の把握及び開拓 譲渡対象施設に係る買受需要を把握するとともに、多	平成24年度計画 5 買受需要の把握及び開拓 譲渡対象施設に係る買受需要を把握するとともに、多様な買受需要を開拓するため、地方公共団体及び民間企業等から広範に情報収集を行う。また、買受需要と併せ、個別の施設事業の経営改善及び複数施設による連携のとれた事業展開等による資産価値の評価について情報収集を行う。	平成24年度の業務の実績 「厚生労働省よりー般競争入札による譲渡指示があった川崎社会保険病院等の譲渡については、現に入院・外来診療を行っている病院を、一般競争入札で、議議するという新たな譲渡スキームとなることから、必要な体制を整備し、過去、年金稲祉施設等の譲渡等を通じて蓄積した民間のノウハウを最大限生かして準備を行い、入札を実施した。 ・社会保険病院等の譲渡に係る厚生労働大臣通知が、平成24年8月14日付で変更となり。①社会保険病院等の滞在する都道所県内の保険医療に関する教育研究を行う学部又は学科を置く大学を設置する者。②機構が単独で社会保険病院等の運営を委託している者が譲渡を希望する場合には、地域医療の観点から適当であると厚生労働大臣が認めた場合には、譲渡対象となる社会保険病院として選定することとされた。東北厚生年金病院及び東京北社会保険病院等の譲渡については、この初めてのケースへの対応となり、前例のない譲渡業務を、地域医療が継続されることに配慮しつつ、的確に実施した。・厚生労働省より随意契約による譲渡指示のあった東北厚生年金病院及び東京北社会保険病院等については、譲渡を希望する者(学校法人東北業科大学及び北世会保険病院等については、譲渡を希望する者(学校法人東北業科大学及び東京北社会保険病院等については、譲渡を希望するという病院を、一般競争入札で譲渡するという新たな譲渡スキームとなることから、厚生労働省から寛全ま水られ、譲受けの力針等の入念な分析等を行った上で、譲渡対象とすることに支障がない自回答を行い、譲渡に繋がった。 【川崎社会保険病院等】・平成23年12月21日付けで厚生労働省より譲渡行るため、解を外部委託し、必要な体制を整備し入札を実施した。その結果、一般競争入札時には、3法人による応札があり、医療法人社団装会に、・・設度指示もれた。、表によった。、表によった。、表によった。、表によった。、表によった。、カトとは、大田大彦見を基にき渡条件をを作成し、当該地方公共団体の確認を受けたうえて譲渡条件を入手して、マーケティング対象を進めた資料を作成に、同りよに基づき、入札公告までに予め買金需要を把握した。・不動産に係る物件概要書の他に、病院や附属する老人保健施設等の事業概要等を継めた資料を作成し、入札を実施した。・社会保険病院等の譲渡に係る厚生労働大臣通知が、平成24年8月14日付で変更大の大田病院、東京北社会保険病院等)・厚生労働省より随意を希望する場合には、地域医療の観点から適当であると厚生労働大臣が認めた場合には、譲渡対象となる社会保険病院をして選定することとされた、東北厚生年金病院及び東京北社会保険病院等の譲渡については、この初めてのケースへの対応となり、前例のない譲渡業務を、地域医療の観点から適当であると厚生労働大臣が認めた場合には、譲渡対象となる社会保険病院として選定することとされた、東北厚生年金病院及び東京北社会保険病院等の譲渡については、この初めてのケースへの対応となり、前例のない譲渡業務を、地域医療が継続されることに配慮した。・厚生労働省より随意を発行しないまれた。

評価の視点等	自己評価	S		評定	
【評価項目7 買受需要の把握及び開拓】	な体制を整備し、過去、年ウを最大限生かして準備を・東北厚生年金病院・東京に係る厚生労働大臣通知が院等の所在する都道府、②機譲渡を希望する場合には、た場合には、譲渡対象とび東北厚生年金病院及び前乗北厚生年金病院等については、大学を観音という。	たがあった川崎社会保険病院 全福祉施設等の譲渡等を通 行い、入札を実施した。 京北社会保険病院等について び、平成 24 年 8 月 14 日付で び、平成 24 年 8 月 14 日付で の保険医療に関する教育院等 と は、変 が単独で社会保険病院等の 適 は、が が は、 で で は、 で が は が は に は い に は い に は に き る は に き る は に き る は ら に り の な い ら の と し て の ま の と し て の ま の な い ら い ら い ら 、 し 、 き 、 き 、 き 、 き 、 き 、 き 、 き 、 き 、 き	じて蓄積した民間のノウハは、社会保険病院等の譲渡変更となり、①社会保険病院等の譲渡変更となり、①社会保険病究を行う学部している者があると厚生労働大臣が認めたることとされた。についてに実施した。 について施した。 は、この初めての対確に実施した。 は原生年金病院及び東京北法人東北薬科大学及び社団見を求められ、譲受けの方	(評価は、評定記入用紙に	記入ください。)
【評価の視点】 ○譲渡対象施設に係る買受需要を把握するとともに、多様な買受需要を開拓するため、地方公共団体及び民間企業等から広範に情報収集を行ったか。	社会保険病院等の譲渡アト リストを作成し、入札公告 ・東北厚生年金病院・東京 約による譲渡指示があり、	いては、所在地方公共団体で バイザー等から情報を収集 までに予め買受需要等を把握 北社会保険病院等について 所在地方公共団体から厚生 該地方公共団体の確認を受	し、マーケティング対象先 量した。 は、厚生労働省より随意契 労働省に示された意見を基		
○買受需要と併せ、個別の施設事業の経営改善及び複数施設による連携のとれた 事業展開等による資産価値の評価について適切に情報収集を行ったか。	院や連携する老人保健施設者への情報提供を行った。 ・厚生労働省より随意契約 社会保険病院等については 法人地域医療振興協会)に	のいては、通常の不動産に係 改等の事業概要等を纏めた資 的による譲渡指示のあった東 は、譲渡を希望する者(学校 こついて、厚生労働省から意 行等を行い、譲渡対象とする	料を作成し、入札参加検討 北厚生年金病院及び東京北 法人東北薬科大学及び社団 見を求められ、現在及び譲		

評価シート(8)

中期目標	中期計画	平成24年度計画	平成24年度の業務の実績
4 情報の提供 (1)機構の運営状況に関する情報提供 機構の事業実績、財務状況等の運営状況に関する 情報を積極的に提供すること。	4 情報の提供 (1)機構の運営状況に関する情報提供 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する 法律(平成13年法律第140号)第22条の規定により、機構の運営状況等に関し、概ね次の情報をホームページ等に掲載する。 ① 組織に関する情報 ② 事業報告書等の業務に関する情報 ③ 貸借対照表、損益計算書等の財務に関する情報 ④ 組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する情報	6 情報の提供 (1)機構の運営状況に関する情報提供 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する 法律(平成13年法律第140号)第22条の規定により、機構の運営状況等に関する次の情報をホームページ等に掲載する。 ① 機構の目的、業務の概要及び国の施策との関係 ② 機構の組織概要 ③ 機構の役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準並びに職員に対する給与及び退職手当の支給の基準 ④ 機構の中期目標、中期計画及び平成22年度年度計画 ⑤ 機構の契約方法に関する定め	・当機構では、ホームページ等により、積極的に情報提供を行っている。今年度は、中期計画中に、新機構改組へ向けた準備が掲げられたことから、ホームページの一部改訂を行い、新機構への改組について、改組に係る経緯及び理事長からのメッセージ等を掲載した。・新機構への改組に向けた移行準備の一環として、独立行政法人の形態にふさわしい透明性の高い運営と適正な内部統制を確保するために、財務調査(第3フェーズ)を実施した。その結果については、国民への説明責任及び透明性の確保の観点から、平成24年12月に中間報告、25年3月には全体報告として厚生労働省記者クラブにおいて率先して積極的に発表を行うとともに、調査結果を機構ホームページでも同時に公表した。これらの発表は、テレビでも報道され、一般紙、業界紙等に多数取り上げられた。 (1)機構の運営状況に関する情報提供・ホームページに、以下の情報を掲載し継続的に情報提供を行った。機構の目的、業務の概要及び国の施策との関係機構の組織概要機構の役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準並びに職員に対する給与及び退職手当の支給の基準機構の契約方法に関する定め毎月の契約締結状況四半期目標、中期計画及び平成24年度年度計画機構の契約方法に関する定め毎月の契約締結状況四半期ごとの公益法人への支出、広報経費、委託調査費、タクシー代の支出・今年度は、中期計画中に、新機構改組へ向けた準備が掲げられたことから、ホームページの一部改訂を行い、新機構への改組について、改組に係る経緯及び理事長からのメッセージ等を掲載した。
(2)譲渡の対象となる年金福祉施設等に関する情報提供 円滑かつ効率的な年金福祉施設等の譲渡に資するため、譲渡する施設に関する情報、入札手続に関する情報及び入札結果に係る情報を積極的に提供すること。	せてホームページ等を活用し、周知を図る。 ③ 入札結果に係る情報の公開については、公開基準を設け、買受者の合意が得られたものをホームページ等に掲載する。	(2)譲渡の対象となる年金福祉施設等に関する情報提供 ① 譲渡を予定する施設等に関する所在地、地目、面積、用途地域等の情報をホームページ等を活用し、広く国民に周知する。 ② 入札に係る公告は官報掲載を行うとともに、併せてホームページ等を活用し、周知を図る。 ③ 入札結果に係る情報の公開については、機構が定めた公開基準に則り、買受者の合意が得られたものをホームページ等に掲載する。 ④ 施設の譲渡手法に係る外部からの照会等に対して積極的に情報提供を行う。	(2)譲渡の対象となる年金福祉施設等に関する情報提供 ・川崎社会保険病院等の入札に係る公告は官報に掲載するとともに、ホームページにも入札情報を掲載した。また、川崎市役所記者クラブへの情報提供等を実施した。 ・東北厚生年金病院及び東京北社会保険病院等の売買契約締結についても、ホームページに掲載した。
(3) 年金福祉施設等の運営に関する情報提供 施設に係る収支状況、利用状況等に関する情報を 積極的に提供すること。	(3)年金福祉施設等の運営に関する情報提供施設に係る収支状況、利用状況等をホームページ等により広く国民に周知する。	(3)年金福祉施設等の運営に関する情報提供 施設に係る収支状況、利用状況等をホームページ 等により広く国民に周知する。	(3)年金福祉施設等の運営に関する情報提供 ・平成24年度の機構ホームページへのアクセス状況は、訪問者は約39,000名、ヒット数は約772,000回であった。 ・新機構への改組に向けた移行準備の一環として、独立行政法人の形態にふさわしい透明性の高い運営と適正な内部統制を確保するために、社会保険病院等に係る財務及び内部統制調査(第3フェーズ)を実施した。その結果については、国民への説明責任及び透明性の確保の観点から、平成24年12月に中間報告、25年3月には全体報告として厚生労働省記者クラブにおいて率先して積極的に発表を行うとともに、調査結果を機構ホームページでも同時に公表した。これらの発表は、テレビでも報道され、一般紙、業界紙等に多数取り上げられた。

評価の視点等	自己評価	S		評定		
【数値目標】	努めている。 ・今年度は、中期計画中に ームページの一部改訂を行 事長からのメッセージ等を ・川崎社会保険病院等の入 ジにも別を図った。 ・東北厚生年金病院及び東 ムペ機構への高い運営との ・一ズ)を実施した。 ・一ズ)を実施した。 ・でも同時に公表しる。	札に係る公告は官報に掲載。また、川崎市役所記者ク京北社会保険病院等の売買 移行準備の一環として、独正な内部統制を確保するた。 果については、国民への説に中間報告、25年3月には、て積極的に発表を行うとと	が掲げられたことから、ホ て、改組に係る経緯及び理 するとともに、ホームペー ラブへの情報提供等を実施 契約締結についても、ホー 立行政法人の形態にふさわ めに、財務調査(第3フェ 明責任及び透明性の確保の 全体報告として厚生労働省 もに、調査結果を機構ホー	(評価は、評定記入用紙に言	記入ください。)	
 ○譲渡の対象となる年金福祉施設等及びその運営に関する次の情報について、ホームページの活用その他の複数の手段により、積極的かつ適切に情報提供を行ったか。 ① 譲渡を予定する施設等に関する所在地、地目、面積、用途地域等の情報 ② 入札に係る公告 ③ 公開基準に基づく入札結果に係る情報 ④ 施設に係る収支状況、利用状況等の情報 ○施設の譲渡手法に係る外部からの照会等に対して積極的に情報提供を行ったか。 	・川崎社会保険病院等の入 ジにも入札情報を掲載した し、周知を図った。 ・東北厚生年金病院及び東 ムページに掲載した。	札に係る公告は官報に掲載。また、川崎市役所記者ク 京北社会保険病院等の売買	ラブへの情報提供等を実施			

評価シート (9)

中期目標	中期計画	平成24年度計画	平成24年度の業務の実績
5 新機構への改組に向けた準備 新機構への改組に向けて新機構がその業務を的確に遂	5 新機構への改組に向けた準備 新機構への改組に向けて新機構がその業務を的確に遂	7 改組に向けた準備 独立行政法人地域医療機能推進機構への改組に向け	7 改組に向けた準備
行できるよう、必要な準備を適切に行うこと。	行できるよう、必要な準備を適切に行う。	て、新機構がその業務を的確に遂行できるよう、必要な 準備を適切に行う。	平成24年4月、現理事長が着任し、新たに地域医療機能推進機構準備室も 設置され、新体制の下、地域医療機能推進機構への改組準備が本格的に始まっ た。改組に当たっては、新機構の使命や組織運営の姿(説明責任・透明性等) を示しながら準備を進めてきた。
			改組に向けた委託先団体との調整に当たっては、①委託先団体ごとに組織文化、ガバナンス、人事・給与制度等が異なっており、各病院が独自に定めている給与体系を独法の統一した給与体系に見直すことに対し関係者の抵抗があったこと、②財務調査を通じて委託先の多くの病院の財務及び内部統制の水準に重大な問題があることが把握されるなど、準備作業を進める中で様々な困難が明らかとなった。
			こうした様々な困難にもかかわらず、機構においては、委託先3団体のすべての病院長からなる院長会議を計6回開催するなどにより、新機構の使命、人事、給与、財務など新機構の運営の方針について徹底的に議論を行い、運営方針を確定させてきた。
			また、財務調査 (第3フェーズ) で把握した、今後改善が必要な点について、 適切な運営ができるよう指導を行っている。
			さらに、個別の病院の運営方針に関しては、すべての病院について機構の理事長と各病院の院長等によるヒアリングを行い、機構のミッションの共有、新機構における統一の制度設計移行への確認、病院運営の更なる改善点等について集中的に議論を行った。この結果は、平成26年度事業計画に反映させてい
			く。 このように改組準備に向けての初年度であったが、委託先団体等と精力的に 検討を重ね、様々な課題を乗り越えながら、新機構の運営方針を確定させてい くことができており、改組に向けた準備作業は大きく前進した。
			(1)準備体制の立上げ 平成24年4月、新機構への改組を見据え、金融機関出身の理事長に替わって現理事長が着任し、新たに地域医療機能推進機構準備室も設置され、新体制の下、新機構への本格的な改組準備が始まった。
			 (2) 改組に当たっての基本姿勢 ○ 改組に当たっては以下の点を示しながら準備を進めてきた。 ①新機構の使命 ・公的医療機関として、未だ満たされていない地域医療のニーズに応え、地域医療のミスマッチの解消に資すること ②新機構における在るべき組織運営の姿 1)委託先3団体の異なる歴史、組織文化、ガバナンス、人事・給与制度等を乗り越え、一体感のある組織作りを行う必要 2) 国からの運営費交付金はなく、財政的に自立した病院運営を行う必要
			3)独法として社会への説明責任、透明性が一層求められるという認識(3)改組に当たっての困難な状況○ 病院の約8割を占める全社連グループについては、給与・賞与の水準について
			も各病院が独自に定めており、独立行政法人化に当たっては、他の独立行政法人の水準等も踏まえた統一の水準に切り替えることが必要となるが、これまで通りの病院運営を求める声もあり、調整に大きな困難と時間を要している。 ○ 財務調査(第3フェーズ)を行った結果、全社連病院には財務及び内部統制に関し重大な問題点が明らかとなった。過去の誤った決算を修正する決算修正の内容の検証、独法移行までに独法水準まで財務及び内部統制の水準の引き上げ等、相当な作業が必要であることが明らかとなった。
			○ 改組に向けた準備作業において、以上のような問題点が明らかとなったが、当初の予定通り平成26年4月に新機構に移行できるよう、鋭意検討を進め、以下に述べるような新機構の運営方針を確定させてきた。

中期目標	中期計画	平成24年度計画	平成24年度の業務の実績
			(4)院長会議等を通じた新機構の運営方針の確定 ○ 院長会議等の各種の会議や委託先団体幹部との個別の打合せ等で徹底的に議 論を行い、新機構の運営方針を確定させてきた。
			①院長会議の実施 ・3団体の本部と全院長による会議を4月から開催し、新機構の使命など新機構の運営に係る重要事項を議論し、方針を確定させてきた。 (参考)院長会議における主な内容 第1回 4/23 地域医療機能推進機構についてのRFO理事長のビジョン第2回 6/1 職員採用、退職手当、企業年金の基本方針第3回 7/6 剰余金の取扱いなど財務運営の基本方針、ビジョン具体化等のワーキンググループ(後述②)の検討結果の報告第4回 8/3 任命権の取扱いなど組織運営・人事の基本方針第5回 12/21 実務作業チーム(後述③)の検討結果の報告第6回 3/15 給与制度の検討状況
			②ビジョン具体化等に関するワーキンググループ(WG)の実施〔平成24年6~7月〕 ・新法人の運営方針等の策定に資するため、委託先団体、機構、その他有識者 からなるWGを立ち上げ、具体的検討事項について議論を行い、方針をまと めた。
			(参考) 8 WGのテーマ ・A-2 魅力的な病院作り ・A-1 地域医療の連携の要 ・A-2 魅力的な病院作り ・B-1 退職手当制度 ・B-2 給与制度・就業規則 ・B-3 企業年金等 ・B-4 職員募集・採用 ・B-5 人事給与・財務会計等システム ・B-6 医薬品等の共同購入
			③実務作業チームでの検討〔平成24年8~12月〕 ・改組に当たり必要となる資産の整理等の実務的な課題について、委託先団体 及び機構の実務担当者による実務作業チームを立ち上げ、議論を行い、方針 をまとめた。
			(参考) 4実務作業チームのテーマ ・資産の整理など新機構発足時の資産の確定(資産チーム) ・剰余金の算定(剰余金チーム) ・健康保険組合の改組(健保組合チーム) ・給与(給与チーム)
			 ④地域医療機能推進機構の法人制度に関する検討会〔平成24年9~11月。3回〕 ・ 独立行政法人制度見直しの一環で新機構については、自律的・効率的な運用が行われるよう、新機構にふさわしい法人制度の在り方を検討することとされ、本検討会が厚生労働省に設置された。 ・ 本検討会において新機構の使命、役割、組織運営について説明を行い、有識者と意見交換を行った。
			(5) 個別病院のヒアリング〔平成 25 年 2 月~5 月〕 ○ 個別の病院の運営方針に関しては、すべての病院について機構の理事長と各病院の院長等によるヒアリングを行い、機構のミッションの共有、新機構における統一の制度設計移行への確認、病院運営の更なる改善点等について集中的に議論を行った。この結果は、平成 26 年度事業計画に反映させていく。
			(6) 財務及び内部統制調査への対応 [平成24年9月~] ○ 独立行政法人の形態にふさわしい透明性の高い財務運用と適正な内部統制を確保する観点から、財務調査 (第3フェーズ)を行った。 ○ 全社連病院について財務・会計処理に関する重大な問題が明らかになったことから、説明責任を果たすため、調査終了を待たずに平成24年12月に中間公表を行った。

中期目標	中期計画	平成24年度計画	平成24年度の業務の実績
			 ○平成25年3月には、調査終了を踏まえ全体報告を行い、全体報告においては、全社連病院について決算修正が必要であることを明らかにし、今後、機構としては、過去の誤った決算を修正する決算修正の内容の検証、独法移行までに独法水準まで財務及び内部統制の水準の引き上げに職員一丸となって取り組んでいくことを示した。 ○ 現在も監査法人と連携をしつつ、全社連病院の財務及び内部統制の改善に鋭意取り組んでいるが、社会保険病院等に対しては、会計検査院による実地調査も行われており、その結果にも適切に対応していく必要がある。

評価の視点等	自己評価	S		評定		
【評価項目9】新機構への改組に向けた準備 【数値目標】	され、新体のは、大きに、というでは、大きに、というでは、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きに	長が着任し、新たに地域医療 を療機能推進機構への姿(説明 を療機能推進機構の姿(説明 の調整に当たっておりに対した。 の調整に当たっておりに対及る中では、大きにの財務のる中では、大きにの財務のる中では、大きにの財務のででは、大きにの財務のででは、は、大きになど、で把握した。 を必ず、機構するなど、は、大きになど、大きにない、関連を持ていては、大きに対しては、大きにないででは、大きにない、大きにない、大きにない、大きにない、大きにない、大きにない、大きにない、大きにない、大きにない、大きにない、大きにない、大きにない、大きにない、大きにない、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに	備が本格的性等)を示しない。 情が本格的性等)を示しないた。 ここには、 は、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に	(評価は、評定記入用紙に	こ記入ください。)	
【評価の視点】 ○新機構の改組に向けて、新機構がその業務を的確に遂行できるよう、体制の強化等の必要な準備を適切に行ったか。	え、新機構への改組に向け に地域医療機能推進機構準 新機構への改組に当たっ 生年金事業振興団及び財団 の異なる3団体に運営され た制度の下で移行するため この困難な業務を遂行する 養所の独立行政法人化の り、新機構移行に向けた馬	4年3月30日に中期目標が た準備を行うことが業務と に、準備を設置した。 っては、社団法人全国社会保 計法人船員保険会という人事 でいる約60の病院を、独立 のに、各団体との高度な折衝 がため、地域医療機能推進機 準備作業の経験を有する職員 専門性の高い体制の強化が図 計き続き民間の専門的知見を	されたため、平成24年4月 険協会連合会、財団法人厚 ・給与体系を含む組織文化 行政法人に相応しい統一し や調整を行う必要がある。 構準備室に、国立病院・療 員等が配置されたことによ られる一方、社会保険病院			

評価の視点等	自己評価	_		評定	
評価の視点等 ○新機構への改組に向けて、新機構がその業務を的確に遂行できるよう、新機構の運営方針の確定等を適切に実施したか。	実績:○ 院長会議等の各種の会議を行い、新機構の運営方金を行い、新機構の運営方金を行い、新機構の実施・3団際長会議の実施と全要事項にはの運営に係る重長会議の運営に係る重長会議の運営を考りにのである。 第1回 4/23 は第5回 12/21 第6回 3/15 系第1回 12/21 第6回 3/15 系第1回 12/21 第6回 3/15 系第1回 12/21 第6回 3/15 系第1回 12/21 第6回 3/15 系第1日 12/21 第6回 3/15 系第1日 12/21 第6回 3/15 系第1日 12/21 第6回 3/15 系列 12/21 第6	こよる会議を4月から開催した議論し、方針を確定させていける主な内容地域医療機能推進機構について、 職員採用、退職手当、企業年利余金の取扱いなど財務(後述番単本化等のワーキング・グ・ループ。(後述金)の合与制度の検討状況 こるワーキング・グ・ループ。(WG)の活力を対して、要にでいて、要にでいるため、委託先げ、具体的検討事項について、基携の要 ・A-2・B-2 を B-2 を	、新機構の使命など新機構 きた。 ての RFO 理事長のビジョ 金の基本方針 の基本方針、ビジョン具 ②)の基本方針、ビジョン具 ②)の基本方針、ビジョン具 ・人事の基本方針 検討結果の報告 ・大事の基本方針 検討結果の報告 実施〔平成 24 年 6~7 月〕 団体、機構、その他有識者 議論を行い、方針をまとめ 魅力的な病院作り ち制度・就業規則 職員募集・採用 医薬品等の共同購入 題について、委託先団体及	評定	
	1	ら資産の整理等の実務的な課 こる実務作業チームを立ち上			
	(参考) 4 実務作業 ラック ・ 資産の整理など まんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう しゅう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅうしゅう しゅう	所機構発足時の資産の確定(資産チーム)		
	・剰余金の算定(乗・健康保険組合のさき・給与(給与チーク)	汝組(健保組合チーム)			

評価シート(10)

中期目標	中期計画	平成24年度計画	平成24年度の業務の実績
第4 財務内容の改善に関する事項 本目標第2で定めた事項については、経費の節減を見込ん だ中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。	第3 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 別紙1のとおり	第3 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 別紙1のとおり	第3 予算、収支計画及び資金計画 平成24年度の予算、収支計画及び資金計画に対しての予算執行等 の実績は、財務諸表及び決算報告書のとおりである。
	2 収支計画 別紙2のとおり	2 収支計画 別紙2のとおり	VANGES NIMBALO DEPTRE EVENTO
	3 資金計画 別紙3のとおり	3 資金計画 別紙3のとおり	
	第4 短期借入金の限度額 1 限度額 166 百万円	第4 短期借入金の限度額 1 限度額 166 百万円	第4 短期借入金の限度額 平成24年度は短期借入を行っていない。
	2 想定される理由 機構設立当初の運営経費等への対応	2 想定される理由 機構の運営経費等への対応	
	第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 機構の主たる事務所が置かれる土地及び建物についても譲渡することとする。	第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 該当なし	第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その 計画 該当なし。
	第6 剰余金の使途 運営経費又は国庫納付金	第6 剰余金の使途 運営経費又は国庫納付金	第6 剰余金の使途 平成24年度における剰余金(収入-支出)の使途は、翌年度以降 の運営経費及び国庫納付金である。

評価の視点等	自己評価	A		評定		
【評価項目10 予算、収支計画及び資金計画 短期借入金の限度額】	【収入(前期繰越金を除く)】 ・前期繰越金を除く収入についてなった。 ・不動産等売却収入については、日に3病院分8,088百万円の不動・運用収入及び施設委託先特別会実績4,845百万円で予算対比+4,【支出(翌年度繰越金を除く)】・業務経費については、業務経費については、業務の削減等により、できる限り積は3,616百万円、予算比8,776ては、災害復旧整備が発生しなかり、当初予定していた支払が発生していた支払が発生していた支払が発生していた支払が発生していた支払が発生していた支払が発生していた支払が発生していた支払が発生していた支払が発生していた支払が発生していた支払が発生していた支払が発生している。・一般管理費については、国家公法律第2号)に基づく国家公務とで価格の妥当性の精査を行ったよう算147百万円に対して、実績は、国庫納付金】・国庫納付金については、予算計	5,444 百万円に対して実績に 産売等売却収入あり)。 計清算剰余金等については、 581 百万円となった。 ぶの精査、一般競争入札の徹 の節減に努めた結果、予算 百万円の減となっている。こ ったこと、耐震補強工事の等 としなかったこと及び各種の が為員の給与改定及び臨時特別 の給与の見直しと同様の人 で、さらに価格交渉を行うが は93 百万円、予算比 55 百万円	なかった(平成25年4月1 予算264百万円に対して 底、事務所の移転による賃 12,393百万円に対して、実 の内、4,913百万円につい と了時期が平成25年度とな 節減に取り組んだことによ 別に関する法律(平成24年 件費の削減、調達の必要性 などの取組みに努めた結果、 円の減となっている。	(評価は、評定記入用紙に	こ記入ください。)	
【数值目標】						
【評価の視点】 〇経費の節減を見込んだ中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を 行うことができたか。	実績:○ 平成 24 年度における業務経 3,709 百万円で、予算比△8,83 22,318 百万円を翌年度へ繰り越	1 百万円となった。3,085 百				
○年金福祉施設等の譲渡により生じた収入は、当初予算と比較して適切であったか。		労働大臣の譲渡指示(平成 2 渡手続きに着手したが、物作でることとなっている(平月	井の引渡しは平成 25 年度で			
○上記のほか、予算、収支計画及び資金計画について、各費目に関して計画と実績の差異がある場合には、その発生理由が明らかになっており、合理的なものであるか。	実績:○ 予算、収支計画及び資金計画の 渡し時期が期を跨いで行われたこ 段問題となるようなものはない。					
○短期借入金について、借入理由や借入額等の状況は適切であったか。○借入金の償還は、適切に行ったか。	実績:○ 平成24年度において短期借入。	今け生じていわい				
○副人人の住谷は宮田と切出するとと		並/4 土 し (V '/よ V '。				
○剰余金の使途は適切に処理されたか。	実績:○ 剰余金の使途については、翌年	- 度以降の運営経費及び国庫網	内付金である。			

評価シート (11)

中期目標	中期計画	平成24年度計画	平成24年度の業務の実績
第5 その他業務運営に関する重要事項 1 人事に関する計画 (1) 方針 職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を実施すること。 (2) 人員に関する指標 常勤職員について、その職務能力を向上させるとともに、中期目標期間中に全体として効率化を図りつつ、常勤職員数の抑制を図ること。	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 人事に関する計画 (1) 方針 職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事 評価を実施する。 (2) 人員に関する指標 常勤職員について、その職務能力を向上させるとともに、中期目標期間中に全体として効率化を図りつつ、常勤職員数の抑制を図る。 (期末の常勤職員数は期初を上回らない)	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 人事に関する計画 職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事 評価を実施する。	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 平成24年度末の常勤役職員員数は24名(平成23年度末比 △1名)となり、基準人員41名に対し、41.5%の削減となっている。 一般職員については、実績評価と能力評価による評価を行い、譲渡専門職員については、民間に準じ成果主義に基づく実績評価を行うことで、職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を行った。 1. 人事に関する計画 (1) 一般職員については、実績評価と能力評価による評価を行い、譲渡専門員については、民間に準じ成果主義に基づく実績評価を行うことで、職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を行った。 (2) 機構については、平成24年3月30日に中期目標が見直され、従来の業務に加え、新機構への改組に向けた準備を行うことが業務とされたため、平成24年4月に地域医療機能推進機構準備室を設置した。新機構への改組に当たっては、社団法人全国社会保険協会連合会、財団法人厚生年金事業振興団及び財団法人船員保険会という人事・給与体承を含む組織文化の異なる3団体に運営されている約60の病院を、独立行政法人に相応しい統一した制度の下で移行するために、各団体との高度な折衝や調整を行う必要がある。この困難な業務を遂行するため、地域医療機能推進機構準備室に、国立病院・療養所の独立行政法人化の準備作業の経験を有する職員等が配置されたことにより、新機構移行に向けた専門性の高い体制の強化が図られたところである。 一方で、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人員削減の取組について、中期計画においては、平成25年度末までに、平成17年度に比べて8%以上の人員の削減を掲げており、機構全体の業務体制としては、引き続き民間の専門的知見を最大限活用できる体制を確保した上で、施設部を廃止するなど組織の見直しを行い、結果としては、平成24年度末の常勤役職員数は平成23年度末比△1名の24名としており、基準人員41名に対しては、目標の8%を大幅に上回る41.5%の削減となっている。

評価の視点等	自己評価	S		評定		
【評価項目11 人事に関する計画】	・一般職員については、実績評価と能力評価		旧昌にへいては 民間に淮			
【計画項目11 八事に関りる計画】	じ成果主義に基づく実績評価を行うことで、 価を行った。			(評価は、評定記入用紙に	[記入ください。)	
	・機構については、平成24年3月30日に発展に向けた準備を行うことが業務とされたた置した。					
	新機構への改組に当たっては、社団法人全	国社会保険協会連合会、財	団法人厚生年金事業振興団			
	及び財団法人船員保険会という人事・給与体 60 の病院を、独立行政法人に相応しい統一 や調整を行う必要がある。この困難な業務を 病院・療養所の独立行政法人化の準備作業の	した制度の下で移行するため ・遂行するため、地域医療機	こ、各団体との高度な折衝 と推進機構準備室に、国立			
	移行に向けた専門性の高い体制の強化が図ら		1日4040年407-507-7			
	一方で、「行政改革の重要方針」(平成17年 中期計画においては、平成25年度末までに					
	おり、機構全体の業務体制としては、引き続					
	た上で、施設部を廃止するなど組織の見直し は平成23年度末比△1名の24名としており る41.5%の削減となっている。					
【数値目標】	【数値目標】					
【評価の視点】	実績:○					
○勤務成績を考慮した人事評価を実施したか。	一般職員については、実績評価と能力評価 じ成果主義に基づく実績評価を行うことで、 価を行った。					
○常勤職員について、その職務能力を向上させるとともに、中期目標期間中に全体として効率化を図りつつ、常勤職員数の抑制を図ることができたか。		. ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,				
	新機構への改組に当たっては、社団法人全及び財団法人船員保険会という人事・給与体60の病院を、独立行政法人に相応しい統一や調整を行う必要がある。この困難な業務を病院・療養所の独立行政法人化の準備作業の	系を含む組織文化の異なる した制度の下で移行するため ど遂行するため、地域医療機	3 団体に運営されている約 こ、各団体との高度な折衝 能推進機構準備室に、国立			
	移行に向けた専門性の高い体制の強化が図ら	れたところである。				
	て、中期計画においては、平成 25 年度末ま掲げており、機構全体の業務体制としては、 を確保した上で、施設部を廃止するなど組織 勤役職員数は平成 23 年度末比△1 名の 24 名 目標の8%を大幅に上回る 41.5%の削減と	引き続き民間の専門的知見 歳の見直しを行い、結果とし としており、平成17年度の基	を最大限活用できる体制 には、平成24年度末の常			
○国家公務員の再就職のポストの見直しを図っているか。	実績:○			(評価は、評定記入用紙は	こ記入ください。)	
特に、役員ポストの公募や、平成21年度末までに廃止するよう 指導されている嘱託ポストの廃止等は適切に行われたか。 (委員長通知別添一⑤)	国家公務員の再就職のポストはない。(別)	忝資料項目3の2④参照)				
○独立行政法人職員の再就職者の非人件費ポストの見直しを図っているか。	実績:○					
(委員長通知別添一⑥)	法人退職者に該当する非常勤職員 1 名につ 団当不適格入札者、偽情報等)に対応するた 福祉施設等(社会保険病院を除く)の譲渡が3 常勤職員として雇用しているものである。	めに設置した上席調査役であ 完了したことを踏まえ、勤務	り、平成 22 年 9 月に年金 本系を見直し、引き続き非			

評価シート(12)

中期目標	中期計画	平成24年度計画	平成24年度の業務の実績	
2 国庫納付金の納付に関する事項 国庫納付金の納付については、決算結了後、速やかに納付すること。	3 その他中期目標を達成するために必要な事項 (1)国庫納付金については、譲渡収入から厚生労働大臣が定める額を控除して、なお残余がある場合に行うこととされており、決算時に額の確定を行い、決算結了後できるだけ速やかに納付する。		I .	至納付金については、31 億円の納付 こ国庫への納付を完了した。(平成
				(百万円)
			勘定	平成23年度に係る 国庫納付金額
			厚生年金勘定	8 8 9
			国民年金勘定	1, 275
			健康保険勘定	9 2 1
			合 計	3, 085

評価の視点等	自己評価	A		評定	
【評価項目12 国庫納付金に関する事項】	l .	nd付金(31 億円)については 庫への納付を完了した。(^エ		(評価は、評定記入用紙に	こ記入ください。)
【数値目標】 ○予算額比 100%以上の国庫納付金を納付する。	1	対付金として、予算計上はし 庫への納付を完了した。 (∑			
【評価の視点】 ○国庫納付金については、適切に額の確定を行ったか。また、決算結了後できるだけ速やかに納付することができたか。	I .	呐付金(31 億円)については 成 24 年 9 月 26 日納付)	、決算結了後速やかに国庫		

評価シート (13)

中期目標	中期計画	平成24年度計画	平成24年度の業務の実績
3 外部の有識者からなる機関に関する事項各施設の具体的な譲渡方法については、機構において設置する外部の有識者からなる機関の意見を聴いて定めること。	(2) 各施設の具体的な譲渡方法については、外部の有識者からなる機関を設置し、その意見を聴いて定める。	3 譲渡業務諮問委員会に関する事項 各施設の具体的な譲渡方法については、外部の有識者からなる譲渡業務諮問委員会に諮り、その意見を聴いて定める。	3 譲渡業務諮問委員会に関する事項 譲渡業務諮問委員会において、具体的な譲渡における予定価格決定に係るプロセス等を諮問し、その意見により譲渡を実施した。平成24年度については、厚生労働大臣通知の見直しが行われた後に譲渡となった初めてのケースであった。 ・譲渡業務諮問委員会は、譲渡業務のみならず、病院経営に関する知見を有する外部の有識者により構成されている。・譲渡業務諮問委員会は、厚生労働省からの譲渡指示状況を踏まえて開催することとしており、平成24年度については、平成24年11月27日に開催した。 ・平成24年度は厚生労働省より譲渡指示のあった東北厚生年金病院及び東京北社会保険病院等の随意契約による譲渡における予定価格設定プロセスについて審議を行い、承認された。 ・社会保険病院等の譲渡に係る厚生労働大臣通知が、平成24年8月14日付で変更となり、 ①社会保険病院等の譲渡に係る厚生労働大臣通知が、平成24年8月14日付で変更となり、 ①社会保険病院等の所在する都道府県内の保険医療に関する教育研究を行う学部又は学科を置く大学を設置する者 ②機構が単独で社会保険病院等の運営を委託している者が譲渡を希望する場合には、地域医療の観点から適当であると厚生労働大臣が認めた場合には、譲渡対象となる社会保険病院として選定することとされた、東北厚生年金病院及び東京北社会保険病院等については、この初めてのケースへの対応となった。 ・諮問委員会の概要については、ホームページにて開示している。

評価の視点等	自己評価	A		評定		
【評価項目13 外部の有識者からなる機関に関する事項】	れ、適宜機構の業務に反映 ・社会保険病院等の譲渡に 更となり、 ①社会保険病院等の所在 部又は学科を置く大学を ②機構が単独で社会保険 が譲渡を希望する場合 が認めた場合には、譲渡	おいては、外部有識者を委員 しており、同機関は有効に構 係る厚生労働大臣通知が、 任する都道府県内の保険医療 設置する者 病院等の運営を委託している 合には、地域医療の観点から 対象となる社会保険病院とし 東京北社会保険病院等につい	総能している。 元成24年8月14日付で変 こ関する教育研究を行う学 合者 適当であると厚生労働大臣 、て選定することとされた、	(評価は、評定記入用紙に	記入ください。)	
【数値目標】	102 2 0					
【評価の視点】 ○各施設の具体的な譲渡方法について、外部の有識者からなる機関を設置し、その意見を聴いたか。	外部の有識者により構成 ・譲渡業務諮問委員会は、 ととしており、平成 244 ・平成 24 年 8 月 14 日付の 厚生労働省より随意契約 社会保険病院等の随意契 審議を行い、承認された	厚生労働省からの譲渡指示 年度については、平成24年 の厚生労働大臣通知の変更後 日による譲渡指示のあった東 現約による譲渡における予定	犬況を踏まえて開催するこ 1月27日に開催した。 はじめてのケースとなる、 比厚生年金病院及び東京北			
○外部の有識者からなる機関は、有効に機能したか。	実績:○ 譲渡業務諮問委員会は、 に係る客観性の確保など	、適正な価格設定方法等のア に、有効に機能している。	ドバイスをいただき、譲渡			

評価シート (14)

中期目標	中期計画	平成24年度計画	平成24年度の業務の実績
4 機構の保有する個人情報の保護に関する事項 機構は、保有する個人情報の保護に関する規程を設け、保 有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有個人情 報の適切な管理に努めること。		4 保有する個人情報の保護に関する事項 保有する個人情報の保護に関する規程に基づき、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有個人情報の適切な管理に努める。	4 保有する個人情報の保護に関する事項 個人情報担当者の総務省における研修会への参加や新規採用者に対する職員研修などの取り組みにより、個人情報保護に関し、対処すべき問題は現状起きていない。 ・保有する個人情報の保護に適切に対応するため、平成19年度に法務文書課を設置し、適切な管理に努めている。・新規採用職員に対し、保有する個人情報の保護に関する規程等の職員研修を行うとともに、当該規程に基づき、より一層の保有個人情報の適切な管理を行った。また、個人情報担当者が、総務省の研修会に参加する等、知識の向上に努めた。

評価の視点等	自己評価	A		評定		
【評価項目14 機構の保有する個人情報の保護に関する事項】	置し適切な管理を行ってい 個人情報担当者の総務省	に適切に対応するため、平成る。 る。 こにおける研修会への参加や 、個人情報保護に関し、対	新規採用職員に対する職員	(評価は、評定記入用紙に	記入ください。)	
【数值目標】	【数値目標】					
【評価の視点】 ○保有する個人情報の保護に関する規程に基づき、保有個人情報の漏えい、滅失 又はき損の防止その他保有個人情報の適切な管理を行うことができたか。	置し、適切な管理に努めて ・新規採用職員に対し、保 うとともに、当該規程に基 また、個人情報担当者が、	に適切に対応するため、平成いる。 いる。 会有する個人情報の保護に関いさ、より一層の保有個人情 総務省の研修会に参加する等に関し、対処すべき問題は野	する規程等の職員研修を行 情報の適切な管理を行った。 等、知識の向上に努めた。			

評価シート (15)

中期目標	中期計画	平成24年度計画	平成24年度の業務の実績
	(4)終身利用型老人ホームの譲渡に当たっては、厚生労働省及び社会保険庁における検討結果を踏まえ、対応する。		終身利用型老人ホームの譲渡に関する事項 終身利用型老人ホーム(厚生年金サンテール千葉)の譲渡については、出資時点の入居者が将来に渡って生活を行うことに配慮を行った上で、平成22年度に完了している。 なお、買受者が承継した入居一時金等が適正に使用されているかなどについて、定期的な確認を実施しており、現状、問題は生じていない。

評価の視点等	自己評価	_		評定	_	
【評価項目15 終身利用型老人ホームの譲渡に関する事項】						
【数値目標】	【数值目標】					
【評価の視点】 ○終身利用型老人ホームの出資時点の入居者が将来に渡って生活を行うことに配慮して適切に譲渡を行ったか。	終身利用型老人ホーム 点の入居者が将来に渡って 了している。 なお、買受者が承継した	生活を行うことに配慮を行	の譲渡については、出資時った上で、平成 22 年度に完 されているかなどについて、 ない。			